

令和4年3月2日3月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（23名）

1番 伊藤 芳 則	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 重 信 好 範	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	18番 保 実 治	19番 大 森 俊 和
20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨	22番 杉 原 利 明
23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次	

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

17番 弓 掛 元

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 堀 川 亮	総 務 部 長 細 美 健
経営企画部長 宮 脇 有 子	地域振興部長 中 原 みどり
市民部長 矢 野 美由紀	福祉保健部長 牧 原 英 敏
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部 事務部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	建設部長 秋 山 和 宏
水道局長 明 賀 浩 富	危機管理監 川 村 道 典
情報政策監 上 谷 一 巳	教 育 長 迫 田 隆 範
教育次長 甲 斐 和 彦	君田支所長 小 田 邦 子
布野支所長 長 田 瑞 昭	作木支所長 曲 田 憲 司
吉舎支所長 伊 達 浩 史	三良坂支所長 古 野 英 文
三和支所長 立 花 周 治	甲奴支所長 杉 原 達 也
監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 影 山 敬 二	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 池 本 敏 範	次 長 明 賀 克 博
議 事 係 長 原 仁 彦	政務調査係長 石 田 和 也
政務調査主任 中 田 秋 子	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 山 村 恵 美 子 保 実 治 中 原 秀 樹 伊 藤 芳 則
第 2	発議第1号	ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議（案）について

令和4年3月三次市議会定例会議事日程（第4号）

（令和4年3月2日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 山 村 恵美子……………205 保 実 治……………221 中 原 秀 樹……………237 伊 藤 芳 則……………251
第 2	発 1	ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議（案）について…262

まず、小学校休業等対応助成金について、制度の周知と、また、これは子育て支援としても非常に重要な制度でございまして、そちらのほうの相談体制、いかに働く人、あるいは事業者さんにとって有利な助成金ということでの活用ができるような体制をつくっていただけるかということを検討してまいりたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策関連のこの事業でございまして、小学校の臨時休校に伴いまして、子供の世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給、これは賃金全額支給の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を国が支給する制度でございまして。この制度が、実は今、全国的に非常に不評を買っております。個人の都合で休暇を取ることに對して、煩雑な申請手続をする必要がないとの考えや、年次有給休暇を使えばいいとする考えなどで、事業主が申請や協力を拒否する事例が相次いでおります。事業者が申請しない場合、労働者が直接申請する休業支援金・給付金の仕組みもありますが、こちらを申請した場合、そもそも賃金の全額支給はなくて、これは計算式がありますけれども、県の労働局に問合せみましたが、実質的に約8割から少ない人では4割しか支給できないという制度になっております。しかも、事業主がこの制度を申請しない場合、労働者自らがまずは労働局に通告して、それから労働局が申請するよう働きかける。それでも駄目なら労働者が自ら申請する支援金・給付金の制度に移行しなければならない非常に複雑極まりない。自らが申請と申しましても、手続に関しましては事業主からの協力が必要でございまして、提出書類などの準備もございまして、そういうことをお願いしなくてはならない。制度利用のハードルはものすごく高く、その前に心が折れてしまうような制度になっております。労働基準法で定められました年次有給休暇は、子育て世代の労働者にとって、子供の学校のことであったり、地域のこと、あるいは家庭のことで、目いっぱい消化しても足りないような状況でございまして、このコロナ禍において、その他の有給休暇が認められることは本当に助かることなんですけれども、うたい文句だけの制度に終わっているのが現状でありまして、令和2年度からの助成金の制度はこの制度が続いておるわけでございまして。

国の予算額も、令和2年度の1次補正予算、それから令和3年度補正予算額で55億と当初が1,719億円、合計で1,774億円も用意してあるわけですね。しかし、これが執行されておりますのが、前期の令和3年3月31日までで支給額が603億7,000万円、そして令和3年8月以降、今の時期に至るまで2月時点と聞いておりますが、それが9.8億円しか執行されていない状況でございまして。こちらの助成制度でございまして、変遷はいろいろありまして、途中で両立支援等助成金というように名称が変わった時期もございまして、非常に分かりづらい内容になっております。2月8日、こちらのほう、NHKの「NEWS WEB」の記者会見にて、後藤厚生労働大臣が学校の休校や保育所の休所などで仕事を休まざるを得ない保護者を支援する小学校休業等対応助成金を保護者個人が直接申請できる場合、事前に勤務先の確認を取らずに申請できるように手続を簡略したいと述べられておりますけれども、まだ現時点ではこの対応策については、行き着いていないということが現状でございまして。

本市におきましては、このコロナ関連の国、県、市の支援策をホームページにアップしてい

ただいておりますが、この助成金制度に関しては、掲載されていないようですが、まずそこは
どういう判断をされて掲載されていないのかということが一番最初にお伺いしたいと思います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 市のホームページでの掲載でございます
すけど、市のホームページの国、県の支援策、そこに小学校休業等対応助成金、これもホーム
ページのほうに掲載をして周知をしているところでございます。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) 国、県支援策のほうにはアップしていただいているということですが、
今ホームページでは大きくコロナ関連情報というのでトップで出てまいります。そこを
クリックすると、数々のコロナ対応の支援策が出ています。そこにはやっぱり出てないんですね。
なかなか一覧を見ますと、最初のところには出てこないというような状況が、私、昨日もチェ
ックしてみたんですけど、あると思いますが、ちょっともう一回確認をお願いいたしたいと思
います。

昨日、増田議員もこちらの同じ内容での質問をさせていただいた中で、教育委員会のほうの
説明がございまして、学校で情報提供を相談窓口へつなぐというお答えを伺いましたけれども、
先ほども申しましたように、この助成制度は本当に複雑ですので、恐らく相談窓口へつなぐと
いうお答えを頂きましたのは、広島県の労働局のほうにつなぐというお話ではなかったのかな
と思って聞いておりました。私も直接労働局での説明を伺いますけれども、この計算式が幾つ
もあって、例えば労働者が雇用主に支払ってもらいたいんで相談したいんですけど、電話で
の対応ではなかなか理解できない内容なんですね。こういう相談体制が電話1本で、労働局の
方はプロの方ですから、るる説明をされてもなかなか受け手に対しては理解しがたい内容とい
うことで、何度も何度もやり取りをしなくては分からないというような内容になっておりまし
て、考えるにやはり一番身近な市行政がもっと積極的に、コロナ禍で子供の面倒を見るために
仕事を休む保護者を支えることができる、使える制度に近づくために御尽力を頂きたいと思
います。商工会議所や三次広域商工会にぜひとも働きかけていただいて、事業者へ使ってもらえ
る制度となるよう相談体制のサポートをお願いしていただくとか、あるいは雇用調整助成金を
支援していただく社会保険労務士に代行を依頼した場合の費用を支援していただく制度などが
ございますけども、こちらの助成金に関しても、こういう支援策をぜひとも市のほうでつくっ
ていただきたいと思っておりますけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 国の小学校休業等対応助成金、また、そのほか国の補助事業の関係がございますけど、申請の手続、これが電子申請であったり、また複雑ということで、大変御苦勞されているという状況は認識をしております。こちらのほうにも相談がありましたら、窓口の紹介もそうですけど、来られた場合は丁寧に対応しているところではございます。また、商工会議所、広域商工会、こちらのほうも国の補助事業の申請に当たっての支援機関という位置づけでもございます。そういったところから、関係団体も周知のほうをさせていただいております。また、引き続いて、こういった国、県の支援制度、これは周知を図っていきたいと思いますし、丁寧な対応をしていきたいというふうに考えております。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） この支援制度についての事務的なサポートでありますけれども、三次市はこれまで、先ほどありましたように、雇用調整助成金の申請に当たっては、社労士への相談の支援というも行っていました。国もこのコロナ対応において、次から次へいろんな支援策が出ているんですけれども、手続が煩雑であるといったような問合せも市のほうにもあるところではございます。したがって、なるべくせつかくある制度をしっかりと活用していただくため、市のほうとしても、できる限りの支援をしていきたいというふうに思います。これまでは、社労士のそういった助成というのもありましたけれども、例えば行政書士であるとかそういった皆さんでサポートをしていただくという制度も、柔軟に対応していきたいというふうにも考えております。引き続き、やはり専門的なところでは商工会議所、あるいは広域商工会といったところが専門的な詳しい相談の窓口となりますので、そういった連携というのはしっかりと行いながら、今後も支援が必要な皆さんにしっかりと支援が届くように、精いっぱい情報発信をしたいと思いますというふうに考えております。

（9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 山村議員。

〔9番 山村恵美子君 登壇〕

○9番（山村恵美子君） ありがとうございます。本当に本来でしたら、働く保護者をこれは非常に支援するための有利な制度であるはずなんです。ですから、今、本当に福岡市長が三次市としてサポートしていくというお答えを頂きましたので、これは本当に力強いことだと思います。事業者だけではなくて、やはり雇用されている人たちの相談体制もしっかりとつくっていただきたいと思います。学校のほうでも、こういうことに対して保護者からの問合せがあれば次へつなぐということを昨日、お答えいただきましたので、やはりいろんな部署を横断してサポート体制をこれからも継続して、それからもっともっと継続してつくっていただきたいと思います。

福岡市長、今、小学校等の休業に関してですけれども、実は月次支援金のほうも非常に制度的に国、県、市と分かれた、それぞれの補助金の仕組みとなっております、特に国の月次支

援金は終了して、そして次に名称が変わってまいりました。そういうところでも、市民の皆様には非常に分かりづらい。国と県と合算して補助金がこれだけになるというような説明も部署から頂いておりますけど、そういうところがやはり市民には届かないところもありますので、全ての補助金の体制を一目瞭然に分かるような取組も、また今後していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは新型コロナウイルス感染症、2番目に市立小学校・中学校での感染拡大時の対応についてお伺いいたします。

保護者への感染状況と対応の説明についてお伺いしますけれども、八次小学校は今年1月14日から1月16日の一斉臨時休校に続き、1月21日からは5学年1学級が学級閉鎖になり、それ以降の対応として、保護者のほうに連絡が入った内容によりますと、各クラスでの感染者が1人の場合は学級閉鎖にはしません、複数人数が出た場合に対応していきたいと思いますという連絡が保護者に入ったそうです。その後、議会のほうでは全員協議会において教育委員会の説明を伺ったところ、状況はその都度違うので対応も一律にそうではなくて、教育委員会、学校あるいは対策本部で検討して、いろいろとそのときの対応を考えるということを説明いただきました。しかし、そういう状況が保護者にしっかり説明がいつてなかったのも、保護者側としては、じゃあ、1人おっちゃんでも、それは学級閉鎖にならんのはちょっと不安よねという声もお伺いしました。そういう保護者の心配が疑念に変わるという流れがございますので、この時期を教訓に、今後の対応方針について今の時点までに保護者への説明がされたか、あるいは今後されるか、お伺いしたいと思います。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐教育次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 市内小・中学校での児童生徒の感染等が発生した場合の対応については、オミクロン株の特性が少しずつ明らかになる中で、社会的機能を維持するために関係機関と十分協議をして、1月18日に新たな対応方針を示したところであります。その翌日には、オンラインで臨時の校長会を開催し、変更点等の周知を学校のほうに徹底しました。そしてまた、学校への通知を行ったんですけれども、その際、保護者宛てのお知らせの参考例を添付して、保護者への周知も図ったところであります。今後においても、大きく方針を変える場合は、もちろん保護者の皆さんにも学校を通してお知らせをしたいというふうに考えます。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) やはりその都度都度、状況が変わって、保護者の心配というものは増えるばかりですので、そういうところの情報の伝達と対応については、しっかりとお伝え願いたいと思います。

小学校での情報伝達マメールについてなんですけれども、仕事中に携帯電話、メールを確認

できない保護者の方もいらっしゃると思います。そういう保護者への迅速な伝達方法へ配慮があるか、お伺いします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 保護者への連絡方法は、通知をするほかに議員がおっしゃいましたマメールを使って行っておりますけれども、緊急性の高いものや保護者との連絡がつかない場合には、電話連絡等も行っておるところであります。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) 八次小学校もそうですけれども、一旦は学校に行き、そしてその後、午後からは一斉下校しますというような連絡がマメールで入ってくるわけですね。ところが、マメールを確認的な保護者の方にはやはり時差があって、学校のほうから電話の連絡が入って慌てたというようなお話も聞きましたので、マメールも確かに有効でありますけれども、絶対にそれを日中見られないという保護者の方がいらっしゃいますので、そういう方はあらかじめ名簿などで登録していただいて、マメール連絡が届かないものとして、いち早く電話連絡なりができるような方法も考えていただきたいと思います。その点については、またいろいろ学校にも負担がかかることとは思いますが、一旦その名簿を作っておいたら、それに準じて素早く迅速にできると思いますけれども、いかがでしょうか。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 八次小学校を臨時休校にした場合、このときは全校一斉に休校にしました。今、議員がおっしゃいましたように、一旦は児童が登校した後に休校決定をしました。そのときにマメールを発したんですけれども、議員が言われますように、確かに仕事の関係で見られない保護者がいらっしゃいます。ですから、迎えに来てくださいという連絡がついていない保護者もいらっしゃいました。この場合は、迎えがあるまでは、保護者がマメールを確認されるまでは、学校で待機をさせるという対応も必要だったなというところはそのときの反省点でございまして、今後そういったことも含めて、議員もおっしゃいましたようなことも含めて、対応してまいりたいというふうに考えます。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) やはりこういうコロナ禍は、非常に子供さんにとっても、保護者にとっても不安な要素がたくさんございますので、それを払拭できるような対応をお願いしたいと思います。

います。

次に、放課後児童クラブ、放課後子ども教室が新型コロナウイルス感染症に係る事由によって休会になった場合の児童の居場所の確保について伺います。

八次小学校が1月14日から1月16日、一斉臨時休業に伴いまして、学区内の放課後児童クラブも全て休会になっております。そして、1月21日から27日まで5年生1学級が学級閉鎖になったときも、1月21日から24日までは学区内放課後児童クラブも休会にされております。まずはこのとき、放課後児童クラブ休会の基準が見直されたとありますが、従前はどのような基準で、それがどのように見直されたかを伺います。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 放課後児童クラブについては、従前、学校を休業した場合には、イコール児童クラブの休会をしておりましたけれども、見直した点は、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖というふうに段階を追って休業するという方針を変えたときに、児童クラブについて、学級閉鎖が延長された場合について、それまでは学校が休み、イコール児童クラブも休みにしておったんですけども、学級閉鎖が延長された場合に、児童クラブを利用する子供がいない場合は児童クラブを開けるということで、児童クラブを使っている子供が感染の疑いがあるかないかというところで基準を変えております。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) 児童の中に感染があるかないかを確認されて、ない場合は開所、開かれるということですね。教育委員会への内閣府厚生労働省からの事務連絡によると、放課後児童クラブを休所にする際の保護者の周知について、代替事業の紹介、情報提供を行うと明記されておりますけれども、本市ホームページを見ますと、学校一斉臨時休業の継続に伴う放課後子ども教室の開設についてと告知がございます。新型コロナウイルス感染症対応として、保護者が仕事を休めない場合等で、自宅等で1人で過ごすことのできない児童生徒を対象に受入れを限定して行うということが明記してあります。そして、放課後子ども教室の開設がない地域については、各小学校でお預かりをお願いしておりますとあります。しかし、本市のホームページを開いて見させていただくところによると、2月27日、開設期間が令和2年5月7日から5月31日となっており、これ、更新されていないんですね、ホームページで。そのところを確認いただきたいと思いますが、その内容としては、どこに放課後子ども教室があるとも書かれていないので、やはりこれは消極的な情報発信であると思いますけれども、このホームページを見て一目瞭然の情報が必要だと思いますけれども、そのことについて、どのようにお考えになりますでしょうか。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長（新家良和君） 甲斐次長。

〔教育次長 甲斐和彦君 登壇〕

○教育次長（甲斐和彦君） 学校を休業したときの放課後子ども教室の開設について、議員が言われますように、ホームページを見て分かりやすいものに修正をさせていただきたいというふうに思います。

（9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 山村議員。

〔9番 山村恵美子君 登壇〕

○9番（山村恵美子君） 本市におきましては、放課後児童クラブの基準を満たさない地区に放課後子ども教室が地域によって設置されております。児童数が多い八次、十日市、三次、酒河学区区と、市の中心部は全て放課後児童クラブになっておりますね。そうしますと、代替の放課後子ども教室といいましても、かなり距離がありまして、現実、この子ども教室の利用ということが中心部の子供さんにとっては無理なことだと思います。そうすると、小学校での預かりが可能なのか伺いたい。これは小学校での預かりもしますということを書いてありますから、そうであると思うんですけど、もう一度確認の意味で伺いたい。その際は、小学校で預かっていただけの場合も、やはり放課後児童クラブの指導員、補助員の配置をされるのか、あるいは学校の教職員の方がそこで指導員、補助員の役割を果たされるのか、そのところがちょっとはっきりしないのでお伺いしたいことと、それから学校で感染が広がった場合、学区内以外の放課後児童クラブの1か所を開所していただくような対応をこれから望めないのでしょうか。そのことについてもお伺いしたいと思います。

（教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 甲斐次長。

〔教育次長 甲斐和彦君 登壇〕

○教育次長（甲斐和彦君） これまでに学校の臨時休業等によって放課後児童クラブ、子ども教室が休会になったときに、状況によって小学校で児童を過ごさせるといった対応もしてまいりました。文部科学省が示しております学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、これを基に三次市のガイドラインを作っておりますけれども、このガイドラインの中にでも、学校において受け入れる等の対応を行うというふうにしておりますので、状況に応じてそういった対応をしていきたいというふうに考えておりますけれども、そのときの対応が児童クラブの支援員を派遣するのか、学校の先生が対応するのかといったところは、そのときの状況に応じて検討してまいりたいと思いますけれども、学校のほうで対応することとなるかというふうに考えております。

学区外の児童クラブを開所するかという点でございますけれども、これもそのときの状況に応じて検討させていただきたいと思いますけれども、基本的には他の児童クラブへ行くというよりは学校で預かるというほうが現実的であろうかというふうに考えております。

（9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 山村議員。

〔9番 山村恵美子君 登壇〕

○9番（山村恵美子君） 学校での対応ということで、また学校にも非常にこれは負担のかかることとございまして、放課後児童クラブに関しての対応をまた学校のほうに担っていただくというのも、これはどうなのかという私の迷いもございまして、何しろ子供さんの安心・安全な居場所の確保ということが第一でございますので、その辺のところはまた臨機応変に受入れ体制がなかったということがないように対応していただきたいと思います。

次に、県立三次中学校の選抜試験についてでございます。

これは県教育委員会の所管ですので、この場で質問させていただくことにちょっと戸惑いもございましたけども、しかし、本市の教育体制への影響が非常に大きな問題でありますので、取り上げさせていただきたいと思います。県立三次中学校選抜試験におきまして、新型コロナウイルス感染症陽性となった場合、私立学校や高校、大学受験等において配慮されている追試験や選抜方法の一部変更など、感染してしまうと全く受験できない状況がございます。このことに関して、中國新聞でも1月下旬の小学校児童の市内の欠席が非常に急増した要因として、県立三次中学校の受験対策として、自主的に受験生とその兄弟が欠席していると記事に取り上げられております。県の教育委員会のほうの対応について、私は直接にお伺いしましたけれども、返ってきた答えというのが、中学校は義務教育であって、全ての生徒に教育の機会は与えられておると。県立中学校に進学できなくても、公立の中学校教育が受けられるので、受験に対して特別な配慮は考えていないとのお答えでした。児童が志を持って、この三次市内にある県立中学校に受験するため長い間受験に備える子供さんもいらっしゃいます。この受験ということに初めて臨む児童がほとんどではないかと思っておりますけれども、それが外的な原因で受験できなくなってしまうことは、これは公平ではないと考えます。やはり支援は考えるべきであると思っておりますし、小学校の授業にも多数の欠席者が出ることで影響が生じております。当時、市内小学校においてコロナ感染が拡大しており、授業のやりくり学校は本当に苦慮しておられるところへもって、これ、受験に関わる子供の欠席が増えることで、さらに授業の進捗が遅れてしまう実情に見舞われたと思っておりますから、やはりこの県教委は対策を考えるようにしっかりと三次市教育委員会として要望していただきたいと思いますが、市教育委員会のお考えをお伺いします。

（教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 甲斐次長。

〔教育次長 甲斐和彦君 登壇〕

○教育次長（甲斐和彦君） 議員が言われますように、志を持って自分の夢や目標の実現に向かって頑張った子供がしっかり力を発揮することは大切であろうかというふうに考えております。令和5年度から県立学校の入試方法が変わります。その在り方について、意見を述べる機会があるというふうに聞いておりますので、今回、頂いた意見である新型コロナウイルス感染症への感染など、やむを得ない理由によって入学試験当日に欠席した場合に、再試験を実施ができ

るように要望してまいりたいというふうに考えております。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) 県の教育委員会のほうも御意見として、しっかりと承りますというお答えも頂いております。ぜひとも三次市の教育委員会として、またしっかりと伝えていただきたいと思っております。

続きまして、質問の大項目2、学校給食調理場について伺ってまいりたいと思っております。

まず質問に当たって、学校給食調理場建設については、きめ細かな説明を議会としてずっと求めてまいりました。実施設計がなされた段階で、当然説明があるだろうと思っておりましたけれども、ある日突然、入札公告を見ておりましたら、学校給食調理場一覧工事が出ておりました。私の会派内でそのことを協議して、所管の教育民生常任委員会でどう対応されるか投げかけまして、そして委員会開催となり、説明の場を持っていただきました。本来でしたら、変更箇所、あるいは議員が説明を受けたいところのそれぞれの実施設計の図面等を示していただいて説明していただきたいとの思いがございました。これは、ほとんどの議員がそういう思いを持っております。委員会の中で、基本設計から実施設計になった時点で変更点はなかったかという委員会での質問で、一部動線に不具合があってそこを変えていますとのお答えがありましたけれども、それがどの箇所かという、委員会では具体的にどこですかという追加の質問もございませんでしたので、そのところを、いま一度説明をお願いいたします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐教育次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 実施設計の図面等は、先日の議会初日にも議員からありましたので、今示させていただく図面等を精査しておるところでございますけれども、基本的に基本設計から実施設計を作るに当たって大きく変わった点はございません。基本設計を作成した以降、実施設計に向けては実際に現場で働く調理員でありますとか栄養士の皆さんの意見を聞いて、微調整を行ってきたところでもあります。その中で、調理員が動く動線について、一部備品の位置をずらすとかそういったところで動線の位置を確保していただきたいというような意見がありましたので、そういったところの微調整をしたというような変更を行った程度で、基本設計から実施設計への大きな変更はありません。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) そういうことも含めて具体の説明がなかった。質問しないほうもいけないですよ。けれども、その説明がなされていないというのが、結局こうして後から今議案が出てきましたけれども、そこはどうかだったんだろうとやっぱり疑問を感じるところでござい

すので、先ほど申しましたように、段階段階できめ細やかな説明の場を設けていただきたいというのがまずございますので、今後の対応もその辺のところをお考えいただきたいと思います。

基本設計から随分たちまして、そうしまして今の状況を見ましたとき、非常に建築資材の高騰が続く中で、建築費への影響について、これはかなり大きいものがあるんじゃないかと心配もございますけれども、その辺の影響についての見込みをお伺いいたします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 現在、建設工事で使用される資材の総合的な価格動向を示す建設資材物価指数というのがあるんですけども、これが18か月連続で上昇しております。そのことで建設市場へ大きな影響を与えております。新調理場の建設においても、予算を算出したときに比べて、多くの工種で積算単価が上昇しております、事業を取り巻く状況が大きく変化しておるところであります。現在、市場の成り行きが非常に不透明でございまして、建築費への影響を見込むことが非常に難しい状況が続いております。今後も、この市場の動向に注視をしながら、情勢に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) 本当に先行きが見通せない状況でございまして、また今もロシアとウクライナのことに关しましても世界的な不安が広がる中で、あまりいい材料がないんですね、建築資材に关しましても。ですから、そういうところもしっかり注視していただいて、また情報もぜひとも議会のほうへ提供していただきながら、双方で検討できたらと思いますので、よろしくお願ひします。

建築主体工事に含まれる厨房機器の設備について伺ってまいります。

今回、建築主体工事、そして分離発注として機械設備工事、電気設備工事がございしますが、まず、この分離発注の考え方を、なぜこのようにされたかということをお伺ひします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美総務部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 分離発注、この辺の考え方でございますけども、議決案件、工事費で申しますと1億5,000万というような金額がございんですけど、この辺りを目安といたしまして、施設整備工事について建設工事のほか、電気設備工事、それから機械設備工事、こうしたものについて、それぞれに施工に専門性を要する規模の工事になるというふうに考えております。そうした場合、その工種ごとに高い施工能力によります工事の品質確保、それとか市内事業者の受注機会の確保、こうしたことを目的といたしまして、分離可能な工事につきましては分離発注、こちらを基本としておるものでございます。このたびの学校給食調理場につきましても、

この基本の考え方に立ちまして、3つの工事に分離をさせていただいて発注をさせていただいたところでございます。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) これ、今まさしく部長がおっしゃるとおり、専門性、それから施工能力、市内の事業者への分散発注、これが非常に重要であると考えてるわけです。建築主体工事に含まれる厨房機器の選択と取付けにかかることに関してましては、これは給食調理場の核であると思います。今、部長がおっしゃった専門性ですけれども、この厨房機器設備に関しては非常に専門性も求められるところでございます、また、それを使う現場の人たちの経験に基づいた機器の選択も重要になります。厨房設備費の額としても、設計者の選考のときのプロポーザル資料を見させていただくと、約3億6,000万と見積もってあるわけですね。額としても非常に大きい額を占めるということで、厨房設備ということに関しては、しっかり検討して発注していく必要があると思うんですね。インターネットで調べてみますと、多くの給食調理場の建設に関して、厨房設備工事の分離発注の例がたくさん載っております。その中で、特にすばらしいなと思ったんですけど、宮崎県日向市の平成29年に作成された中学校給食事業基本計画の中に、この工事発注方式を比較検討されているところが出ております。4パターン、いろいろ検討されているんですけども、厨房機器設備に関しまして、全部独立させてあるんですね。これ、独立するのはなぜかという、先ほど部長も言われました専門性、それから市内の事業者へ広く発注を求めていけるということと、それから一旦工事が終わった後は、非常に厨房機器というのは酷使されるわけですね。そうすると大体、厨房設備機器というのは、特に水回りなんかでは家庭のものと同じぐらい保証期間が1年ぐらい短いものもたくさんあると聞きます。そうすると修繕、あるいは故障に至ったときに、素早く修理、メンテナンス、そういうところをしていただく、できるだけ近くの事業者、あるいは製造者が必要であり、そういうところを慎重に選んでいく必要があるので、ここはひとつ厨房設備というところを分離発注していくという考え方があります。本市においても、今、議案として出ておりますけれども、その考え方は、今、三次市の場合はこれは本体工事に含まれているということですが、どうでしょうか、この厨房設備機器についての選択方法というのはいかがかとお考えでしょうか。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐教育次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 議員が言われますように、厨房機器は調理場の中核をなす設備でありまして、安全・安心な給食を提供する上では大きく影響するものであります。このために設計業者において、基本設計の段階から厨房設備機器の担当技術者を配置いたしまして、関係者の意見も聞きながら最適な配置となるよう設計を進めてきたところであります。機器に求められる性能でありますとか能力などは、設計書に明確に記載をされておまして、工事施工者が勝

手にその厨房設備機器を変更することはできません。施工上の品質の確保について、納入される資材や機器、それが設計書に記載されている性能であるとか能力に保たれるように、施工管理を委託する担当技術者とともに確認を行いながら工事を進めていきたいというふうに思います。今回、建築工事、設備工事との兼ね合いや機器設置の精度の向上、そして衛生環境の確保を行うことを考慮しまして、厨房機器を建築主体工事に含めて発注をしました。厨房機器と建築主体工事を一体としたことによって、より高い品質の確保が可能になっているというふうに考えております。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) より高い品質の確保ということでございますけども、そののところにしっかり目が届く選択であってほしいと思います。また、これは継続していろいろ議論を重ねてまいりたいと思います。

それでは、大項目3番のDXの推進について伺ってまいります。

まず1番に、各コミュニティセンターへのWi-Fi環境整備について、今はまだ進んでおりませんが、その辺の進捗の状況と、それから今後の計画がございましたら伺います。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原地域振興部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 各コミュニティセンターへのフリーWi-Fi環境整備について、市としての整備計画はありませんが、住民自治組織の事務局が設置をされているコミュニティセンターについては、住民自治組織が行うフリーWi-Fi環境整備に対し支援をするコミュニティセンター公衆無線LAN整備事業補助金を本定例会で補正予算のほうに計上させていただいております。この補助金につきましては、コロナ禍であっても各住民自治組織がオンラインなどを活用して、地域のコミュニティ活動を推進される取組に対して支援することを目的に、各住民自治組織への事前のヒアリングなどを踏まえて制度設計を行い、財源には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を考えているところです。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) Wi-Fi環境を整えていただく、この120万円ですけど、具体的にどのように、この120万円を使われるのか。そのののところをもう一回お聞かせください。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 今回、補正予算として120万円を計上させていただいておりま

す。その積算の内訳についてですが、10分の10、15万円以内の補助金としております。補助金の、さらにその内訳につきましては、各住民自治組織の事務局が現在利用されているインターネット回線を利用されるということを想定しまして、LAN配線でありますとか電源工事、それからフリースポット機能がついた機器の購入等を想定して、こういった設定であれば補助金内で設定が可能というふうに考えております。事前のヒアリングの中で、設置を希望されるといった住民自治組織につきましては、15万円の8組織を基本に考えております。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) 8か所予定ということですがけれども、今までもう既にWi-Fi環境が整っているところ、それから8か所、あと残りがどれぐらいになりますか。住民自治組織が活用されているコミュニティセンターとして。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 市内19の住民自治組織がありますが、旧支所管内につきましては、図書館への環境整備ということで、既に施設利用者向けのそういった環境が整備をされております。旧三次市管内の住民自治組織のうち、既に自分のところで整備をされているという自治組織もありますので、そういった組織が2か所あります。

以上です。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) ということは、これで全て自治組織が入っておられるところは完了するんですか。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 事前のヒアリングの中でも、住民自治組織によりましては、将来的には必要としながらも、現時点では利用者の方からそういった声がないということもありますし、今後のランニングコスト等も考えたときに、現時点では希望しないというふうに、残りの組織については、そういったお話を伺っております。

○議長(新家良和君) 何か所残るのか。

○地域振興部長(中原みどり君) 旧三次市の住民自治組織12のうち、設置を希望されておるところが7か所あります。2か所については、既に設置をされております。残りの組織につきましては希望されないというところと、1か所はプラス予備ということで8か所としております。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) 今、私も計算してるんですけど、途中で分からなくなりました。何にしましても、今回設置に関しては10分の10ですとしても、その後やっぱりずっと自治連で維持管理費がかかっていくわけですよ。そうした場合に、指定管理料なり何なりにこういうWi-Fi環境を整えたことによる上積みの予算は計上されないですよ。確認したいと思います。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 現時点では、ランニングコストについては指定管理への上乗せは、今のところは考えておりません。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) そういところを今後また私どもも検討してまいりたいと思います。

それでは、次に(2)でございますけれども、国が進めております携帯電話等エリア整備事業という、これ、複数の通信事業者が通信可能になるように基地局を整備するなどの事業でございますけれども、本市においても複数の携帯電話会社が通じることが非常に望ましいと思っておりますが、その辺の取組について今後どうなさるか、お伺いしたいと思います。

(情報政策監 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 上谷情報政策監。

[情報政策監 上谷一巳君 登壇]

○情報政策監(上谷一巳君) 携帯電話等エリア整備事業は総務省の補助事業で、携帯電話サービスが1社も提供されない地域の解消を目的としております。本市では、この補助事業を活用して、平成27年度より4か所同携帯電話基地局を整備し、令和2年度に不感地域の解消を行いました。特定の携帯電話事業者の電波が入らない、こういった場合には、この補助事業の対象とはならず、自治連合会、また地元住民などからお話を伺った場合には、本市から直接、対象事業者に要望書の提出を行っていますが、実現に際しましては、事業者による採算性を含めての判断となりますので、これまで不感地域を含め、6か所の要望を行いましたけども、解消に至ったのは1か所のみとなっております。本年度、要望しております環境クリーンセンター周辺、甲奴小学校につきましては回答待ちと、こういう状況でございます。本市から要望書を提出する際につきましては、その必要性や近隣施設の人流なども添えておりますけども、事業者の設置判断は厳しい、こういった現状でございます。不感地域の定義の見直しですね、1社という、これは現在の不感地域、また補助事業の内容をしっかりと精査した上で、要望の可否については検討していきたいと、こういうふうを考えます。議員御指摘の課題につきましては、むしろ事

業者のほうに設備投資の意欲を持ってもらうかどうか、この1点にかかっていると考えておりますので、本市としましては引き続き事業者に要望を申入れていきたいと考えております。

(副市長 堀川 亮君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 堀川副市長。

[副市長 堀川 亮君 登壇]

○副市長(堀川 亮君) ちょっと補足をさせていただきますけれども、今、上谷政策監から、総務省の補助事業について御紹介がありましたけれども、総務省の別の制度で番号ポータビリティ制度という制度もございます。ちょっとこれをこの機会に御紹介させていただきます。これ、平成18年度から総務省で整備させていただいた事業でございますけれども、今お使いの携帯電話の番号をそのまま別の事業者に移り換えることができるという制度で、よく御存じの方も多と思います。こういった制度は、まだ周知が十分でない場合も、特に高齢者の方とかではあると思います。こういった制度を今年度はスマホ教室などもやっていますから、来年度はスマホ相談窓口も開設されますので、こういった制度の御紹介を積極的にして、多くの市民の方に御利用いただき、よりつながりやすい事業者を選んでいただく。この地域、この近所では、うちの携帯がつながらんけ、契約を乗換えようかというようなマインドが増えれば、事業者側も危機感を抱いで、じゃあ、やっぱりあそこに鉄塔を建てなきゃいけないというような設備投資のマインドを刺激することができる。こうやって民間企業の設備投資マインドを刺激すると、当然そこに鉄塔を建てるような工事、例えば地元の事業者さんに仕事が行くということも期待できますし、やはり国の補助、県の補助と、これを要求していくのは大事ですけれども、なるべくやはり民間企業の消費マインドを、制度を通じて刺激いたしまして、それで投資をしてもらって、地元の企業さんにも潤っていただく。こういうようなやっぱり好循環を生み出していくことも重要ですから、スマホ相談窓口を通じて、こういった制度も積極的に御紹介をしまして、より便利に市民の皆様に携帯電話を御利用いただける環境というのを整備してまいりたいというふうに考えています。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) 堀川副市長、ありがとうございます。中央へ帰られる前に、しっかり地域の実情を見ていただいて感謝いたしておりますので、それをぜひ反映していただきたいと思っております。

それでは、最後になります。ワーケーション施設についてですが、こちらは本市でも、今度取り組むということですが、これ、非常に利用が低迷しているという記事が中国新聞に載っております。他市のことですが、このワーケーションの取組について、今後どのように展開していくか、お伺いします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） ワークーションのことについてでありますけれども、現在、各自治体での取組を進められておりますけれども、本市におきましては、昨年11月に日本航空株式会社、JALと連携をし、ワークーションモニター事業を実施してまいりました。このJALふるさと応援隊が現地視察を行い、市内観光施設への提言、あるいは事業者との意見交換等も実施したところです。さらに、2月に日本航空が企業と自治体のマッチングや情報交換の場を提供しながら、新しい働き方を普及、推進するワークスタイル研究会というのを新たに発足しております。これに加盟する自治体は、全国で12ということでありまして、この会員の12の中に三次市は入っておりますし、もちろん県内では三次市だけの取組であります。引き続き、日本航空とも連携しながら、ワークーションの普及に取り組んでいきたいというふうに思っております。また、ハイヅカ湖畔の森はキャンプ場も兼ね備えておりますし、また、灰塚のダムも非常に利用価値の高い、また観光資源、あるいは体験ゾーンとしても、様々なことで今後展開が取り込まれるということでもあります。例えば、バイクのトライアルの中国大会が、あその一角を利用して大会が開かれていたり、また、そういった体験もすることで、本当にハイヅカ湖畔の森、灰塚ダムでしかできない体験というのも、今後しっかりと連携をしながら取り組んでいくということで、三次市のワークーションの在り方、ワークーションの推進について、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

（9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 山村議員。

〔9番 山村恵美子君 登壇〕

○9番（山村恵美子君） ありがとうございます。希望の持てる三次市のために、今後も御尽力を願いたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（新家良和君） この際、議場内の喚起作業のため休憩いたします。再開は10時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時34分——

——再開 午前10時45分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（新家良和君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） 皆さん、おはようございます。清友会の保実 治でございます。議長のお許しを頂きましたので、本日は大きく3つの質問をさせていただきます。

その前に、コロナ感染拡大の第6波はピークを超えたものと見られ、ようやく減少局面に入
ってまいりましたが、ただ、減少のスピードは増加したときと比べて遅くなっていて、一方、
死亡者は全国的にこれまでにないペースで増えております。現在、主流のオミクロンBA.1
は感染力の強いステルスオミクロンBA.2と呼ばれる変異株の出現により、BA.1からBA.
2に置き換わりが進んでいけば、重症化などによる医療現場への負担もさらに大きくなる
可能性があると思われ、指摘されております。第7波も視野に入れながら、感染拡大防止を取っていく
必要があると思われ、指摘されております。

また、新たな問題として、ペットの犬や猫の新型コロナウイルス感染で人からペットに移っ
たと見られる事例が国内でも報告され、ペットが外に出てウイルスが野生動物に受け継がれ、
新たな変異株が出るおそれがあると思われ、指摘されております。実態を把握する新たな取組として、
東京農工大と国立感染症研究所などが、先月この研究を始めたと思われ、指摘されております。

そういった中で一般質問に入りますが、今回も市民の暮らしが一番をモットーに、市民の目
線に立って質問を進めていきたいと思われ、市民の皆さんにも分かりやすい明快な答弁
をお願いして、大きく1番目のコロナ感染症対策関連について、お伺いをいたします。

その中で、中項目、新型コロナウイルスの特例郵便等投票についてお伺いをいたします。

コロナ患者が自宅などで療養し、外出自重を求められる人の権利を守るための制度でありま
すが、これは昨年6月15日に特例郵便等投票法が成立し、6月23日に施行されたもので、7月
4日投票の東京都議選から適用されております。また、不要不急の外出をしないよう求められる
濃厚接触者は、対象ではないと思われ、指摘されております。

モニターをお願いいたします。モニターに出していただいておりますのが、新型コロナ感染
者の郵便投票の流れでございます。これは今言いましたように、自宅や宿泊施設、ホテルなん
かにも入っているということもありましたけど、ただ、これは濃厚接触者は対象になっていな
いということです。そして、自宅や療養所から三次市の選管のほうへ郵便投票のお願いをする、
請求をする、そして選管から宿泊、療養所先に届いてくると。それをまた郵送で送ると。ただ、
送ってきたものを、それをほかの人が持っていくということはできない制度で、あくまでも郵
便投票というものでございます。そして、従来の重度障害者や介護保険で最も重い介護5の人
に限って認められている郵便投票とは異なり、新型コロナ感染拡大に対応する当分の間の特例
として認められたものですが、昨年行われた第49回衆議院選挙で、本市の市民、感染者、関係
者への啓発活動はどのようにされ、どのような結果だったのか、状況をお伺いいたします。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 影山選挙管理委員会事務局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(影山敬二君) 昨年6月に創設されました特例郵
便等投票制度についてでございますけども、本市では、特例郵便等投票制度の周知に当たりま
して、広報みよし8月号、市のホームページへ制度の説明などを掲載するとともに、ホームペ
ージから投票用紙請求書などの必要となる様式が入手できるように、制度の対象となる方が申

請しやすい環境を整えたところでございます。その結果としまして、本市では10月に執行されました衆議院選挙が初の適用となりましたけども、本市も含めまして、県内では制度の利用者はなかったという状況でございました。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 私も総務省のホームページで開いてみました。広島県はゼロです。そのとき感染者がいなかったというわけではないんですよ。三次市にも患者さんがおられて、広島県のほうのホテルへ泊まっておられた。そういう方も実際におられます。今言われた、ホームページや広報で広報したというふうに言われましたけど、ただそれだけじゃやっぱりこういうふうな結果でゼロなんですよ。これ、1つの例になるかどうか分かりませんが、いつでしたか、災害井戸の申請がゼロですと中国新聞に出ました。でも、1年間同じように広報とホームページでされてたんですよ。それが新聞にぼんと申請がゼロだと出たら、その日に何本も電話が入ってきたと。私も田幸地区の井戸を申請していただきました、次の日に。そういうふうなことがあって、この広報はこういう啓発の方法を少し考えられたほうがいいんじゃないですか。その辺は何か県の選管ともいろんな話合いがあったろうと思いますし、選挙の前に。済んでからも、何らかの県との話合いというものがあつたんじゃないんですか、どうだったんですか。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 影山事務局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(影山敬二君) 議員おっしゃいました広報紙、あるいはホームページへの掲載でどうだったのかという御質問でございます。確かに、特例郵便等投票制度、その利用者がなかったということ踏まえますと、啓発という観点で言いましたら十分ではなかったという面もあつたかと思えます。さらに、広報の方法を工夫する必要があつたというふうには認識しております。

選挙後の対応につきまして、県選挙管理委員会とどのような話があつたかということでございますが、コロナ禍での会議の中止、そういったことの影響もありまして、現段階ではそういった会議の機会というのは設けられておりません。しかしながら、制度の周知につきましては、国や県、全体での取組も必要というふうには考えておりますので、今後は県内の選挙管理委員会の会議等の機会を捉えまして、県あるいは国に対して積極的な広報も実施していただくように働きかけを行っていきたいとも思いますし、市でも広報の方法につきまして工夫をしていきたいとふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 去年の衆議院選挙が済んでから、11月27日に新聞報道がありました。選

挙離れで危険水準と。こういうふうに、新聞に2ページにわたって報道されておりました。やはり、選管ももう少し危機感をちゃんと持って、一人一人に与えられた選挙権、それを有効にちゃんと活用されるように、もう少し啓発の方法を考えてやっていただきたいし、県のほうともまだ話合いのするときにないとか、協議するときにないとかいうふうに今言われましたけど、ちゃんとその辺は、また後で言いますけど、今年はまだ参議院選挙がありますから、よく考えておいていただきたい。そして、濃厚接触者はこれは対象ではないということだったんですが、郵便投票は。濃厚接触者はどういうふうに投票をすればよかったんでしょうか、お伺いします。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 影山事務局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(影山敬二君) 濃厚接触者の方につきましては、議員おっしゃいますように、特例郵便等投票の対象とはされておられませんけども、そういった濃厚接触者の方が投票のために外出することにつきましては、不要不急の外出には当たらないというふうに示されております。よって、投票所で投票をすることはできるという制度になっております。ただし、濃厚接触者御自身の体調管理でありますとか投票所に来ていただく際には、公共交通機関以外の方法で来ていただくと。そういった感染防止対策に十分注意をしていただいた上で投票していただくように説明をして、理解を得る必要があると思います。そういった、事前に濃厚接触者の方から投票についてどうすればいいのかという相談なりがありましたら、その辺を選挙管理委員会のほうから丁寧に御説明をしていきたいと思っております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) ですから、今答弁されましたけど、周知するのに、郵便投票を、そのときにこういうふうな濃厚接触者の方は、どうこうこうじゃということもちゃんと付け加えて、ただ、分からないときには選管のほうへお伺いくださいとか、そういうこともよく考えて啓発活動をしていただきたいと思っております。

次に、今年、参議院選挙が7月10日に投開票で調整されているようですが、新たな変異株ステルスオミクロンが見つかり、第6波が長引く懸念もあり、感染力はオミクロンの1.4倍とされており、専門家の話として、次の7波はこのステルスオミクロンが主流になるのではないかという話もあります。昨年の衆議院選挙の結果を踏まえて、参議院選に向けてどのような対策、どのような対応か、お伺いします。再度お願いいたします。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 影山事務局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(影山敬二君) 今年の参議院議員選挙に向けての周知啓発の取組ということで、これまで行ってきました広報みよし、ホームページへの掲載、

そういったことに加えまして、市の公式SNS、あるいはケーブルテレビなどの活用のほか、県の選挙管理委員会や関係機関と連携をし、様々な機会を利用して周知啓発を図り、制度周知の推進に向けて取り組んでまいります。考えられます様々な機会ということで言いますと、選挙時には、特例郵便等投票の案内チラシを作成しまして、PCR検査会場で保健所の協力を得て配布をしていただく。あるいは保健所から、そういった感染者の方、濃厚接触者の方、そういった方で外出制限や自粛制限を受けられた方に送付をされるものの中に、そういったチラシを同封してもらうというようなことも考えられますし、いずれにしましても、市単独での周知には限界がありますので、県の選挙管理委員会の会議など、先ほども言いましたけども、通じまして、積極的に市のほうからも提案をしていきたいというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 市のほうからも、県のほうへどんどんそういうふうに積極的に発言をしていただきたい。そうした中で、私もちょっと気になったのが、今年の衆議院選挙のときのことと併せて言えば、あれは10月19日に公示になって、31日が投開票でしたけど、この郵便投票をお願いするのに、18歳となる者が請求時点で18歳未満であった場合、ただ、投開票のときには18歳になるんですよという人なんかは、どういうふうに請求できるんですか、どうなんでしょう。こういうことも、市民の皆さんはなかなか分からないと思いますので、ぜひ教えてください。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 影山事務局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(影山敬二君) 選挙日当日に18歳になられる方、その方につきましては、選挙日には投票が通常どおりできますけども、それより以前に、例えば期日前投票でありますとか、そういう形で投票する際には、一般的な期日前投票所での投票ということはすることはできません。方法とすれば、不在者投票という形で、そういった制度を使って投票し、事前にさせていただいて、選挙日当日に開封させていただくと、そういう対応をさせていただくことになります。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) それとか、独り暮らしの人が郵便投票をお願いして、選管から投票用紙が来た、それを書いて、でも、ただ、独り暮らしですから外にも出られない。そういうときには投函できんですよね。そういうふうなときには、どういうふうな対応をしていけばいいのか教えていただきたいと思います。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君、挙手して発言を求める)

○議長（新家良和君） 影山事務局長。

〔監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君 登壇〕

○監査事務局長（兼）選挙管理委員会事務局長（影山敬二君） 通常の郵便等投票の制度についての投函ということになろうかと思えます。そういった投票用紙を選挙管理委員会のほうから対象者の方へお送りした、その後の投函につきましては、おひとり暮らしということになりますと、その方が難しいということになりましたら、その方を御支援されていらっしゃる地域の見守りの方、あるいは民生委員さん、あるいはケアマネジャーさん、そういった方に相談いただいて、それが難しいということになりましたら、ちょっと選挙管理委員会のほうに御連絡いただきたいというふうに思います。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） 今のは本当に一般市民の皆さんの素朴な質問だと私は思って、今させてもらいました。ぜひとも今年の7月の参議院選挙に向けては、万全なる体制で臨んでいただきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

それでは、中項目2の保育所園児のマスクの対応についてお伺いをいたします。

これは、昨年12月議会で重信議員が園児のマスクについて質問をしておりますが、そのときの質問は、保護者から3歳以上のマスクの着用をやめてほしいとの声があるという質問に対して、当時の部長は答弁で、保護者には文書でマスクの着用をお願いしていると。一律にマスクの着用は求めている。着用は感染予防に有益であるとか3歳未満の児童については、現在、保育所のほうではマスクを着用していない。3歳以上は着用は有益である。健康状態や発達の状況を踏まえて行っている。運動や昼寝のときは外しているというような答弁だったと思えます。そして、その後12月27日には、広島県は新型コロナウイルスの新たな変異株オミクロン株の感染者が広島市で確認されたと正式に発表されております。その後、園児に対するマスク対応に変化があったかと質問予定でしたが、2月28日の月橋議員の質問で、3歳児以上は100%着用と部長が答弁されておりますので質問はいたしません。2月3日に全国知事会の平井鳥取知事が、保育園で新型コロナウイルス感染症が広がっている状況を踏まえ、後藤厚生労働大臣とのオンラインでの意見交換会で、国として、2歳以上の園児にマスク着用を要望しております。それに対して、厚労省は窒息などの危険性があるとして、2歳未満の子供にマスク着用を推奨しておらず、2歳以上についても一律の着用は求めておりませんでした。それが2月5日の新聞報道によりますと、政府は、保育園児のマスク着用を可能な範囲で推奨することに転換をしております。ですが、2歳未満については、これまでと変わらず、マスクの着用を推奨しませんとし、ただ、政府の主な新対策のポイントが4点ありましたが、その1つに、保育所で2歳以上の園児のマスク着用を推奨となっております。こういった流れの中で、現場の状況はその後、変わったのかどうか、お伺いをいたします。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 松長子育て支援部長。

〔子育て支援部長 松長真由美君 登壇〕

○子育て支援部長（松長真由美君） 保育所におきましては、現在も広島県及び本市の感染状況を踏まえて、必要に応じて新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応についての文書を保護者に配布し、お知らせと注意喚起を行っております。その中で3歳以上児のマスク着用について御協力をお願いしております。このたびの国の通知が出されましたけれども、これにつきましては、オミクロン株の特性を踏まえた保育所等における感染症対策について示したもので、マスクについては、2歳以上を対象に可能な範囲で一時的着用を推奨しております。本市といたしましても、可能な範囲で一時的な着用を推奨してまいります。その際には、国の示したマスク着用の留意点を十分注意し、無理して着用させることがないように対応してまいります。この国の通知が出されて以降の市の対応としましては、各保育所において、掲示物として「満2歳以上の子供のマスク着用について」ということで、マスクの着用が無理なく可能な児童について、保護者が希望される場合に、屋内での活動の場面など、一時的なマスク着用を推奨し、対応します。あわせて、その際、保育所として留意する内容等についての掲示物の掲示を行っているという状況でございます。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） それでは、さっきの答弁の中にもあったと思いますが、可能な範囲で推奨すると。誰がこれは判断するんですか、可能な範囲で推奨すると、お伺いします。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 松長部長。

〔子育て支援部長 松長真由美君 登壇〕

○子育て支援部長（松長真由美君） まずは、可能な範囲というところにつきましては、子供の状況を見ながら、保護者のまず意向ということでございますけれども、保護者がそれを希望した場合においても、保育士のほうでそれが可能かどうかというところで、一時的に外したりというような対応を取るようになります。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） 子供が保育所でいろいろと遊んだりしている中で、マスクの着用を勧める場面が出てくるんじゃないかと思うんですよ。そういう場面というのは、どういうようなところなのでしょう、お伺いします。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 松長部長。

〔子育て支援部長 松長真由美君 登壇〕

○子育て支援部長（松長真由美君） マスクの着用を勧める場面というのは、国におきましても示されておりますが、屋内で子供の密集が避けられないような場面ということになります。それ以外の屋外での体を動かすときであるとか午睡のとき等については、マスクを外すというようなことが国の通知においても示されております。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） それじゃあ、発達支援センターのほうの現状はどういうふうなことでございますか、お伺いします。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 松長部長。

〔子育て支援部長 松長真由美君 登壇〕

○子育て支援部長（松長真由美君） こども発達支援センターでは、保育所と同様に、3歳以上児のマスク着用について保護者の御協力をお願いしております。それ以外の子供たちについては、基本的には保護者の意向に任せており、3歳未満の子供へのマスク着用というのは勧めることはございません。教室の活動の中で、しっかり体を使う活動であるとか親子で集うときなどにはマスクを外しますけれども、その際には十分な距離を取って、換気を行うなど感染対策を講じております。また、マスク着用するときには、センターの複数の職員で子供が息苦しさを感じていないかどうか、顔色であるとか表情であるとか体調に十分注意して活動を行うようにしております。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） これ、ほとんど今、部長さんが答弁されたのは、現場の人は大変だろうと思います。現場の保育所の保育士さんは、父兄の話も聞かないけん、子供の面倒も見ないけん、このマスクの中にもしかしたら入っていないかとか、いろんなことを最新の目配り、気配り、非常に大変だと私は思うんですが、ですから、これは私の一つの提案なんですが、現場任せじゃなくして、子育て支援部のほうに、こういった相談窓口を置いたほうがいいんじゃないかと思うんです。保育士さんだけに全部全責任、所長さんだけに全責任を持っていくというのは非常に酷じゃないんでしょうか、いかがでしょうか。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 松長部長。

〔子育て支援部長 松長真由美君 登壇〕

○子育て支援部長（松長真由美君） 保護者へのこの対応についての通知でございますけれども、今後、市内であるとか保育所内においてオミクロン株による感染拡大が見られるようなことがあれば、その際には子育て支援課として保護者に対して文書を配布するようになります。当然

そこには、子育て支援課の連絡先というのが書かれるようになってきます。苦情などの対応窓口につきましては、保育所と一緒に子育て支援課で対応していくという方向を考えております。感染拡大のための対応については、今後も保護者に御理解、御協力いただけるように丁寧な説明をしていくということで、保育所と、それから子育て支援課、両方で苦情等の対応を行っていきたいと考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) それを両方と云われますが、私は一本化にしたらどうかと提案したわけで、それと感染が見られるようになったら、また後で考えると。そうじゃなしに、感染が広がる前に予防的なことをせないけんのんじゃないでしょうか。感染が増えたからというて、ばたばたその場でやるようでは、ちょっと私は後手後手に回るような気がして、もうちょっと先にきちっと対応を考えて判断したほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 松長部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) 現在のところは、保育所における掲示物を掲示するということに対応しているところでございます。これまでも、保護者への通知というのは、コロナの感染拡大状況に合わせて、1月以降も2回の通知を行ったり、保育所の掲示というのを内容も改正しながら続けてきているという状況でございますので、コロナの発生状況に応じて保護者へは通知を出す、それまでは掲示物で対応という方向で対応していきたいと思っております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 最初のほうに言いましたように、オミクロンのBA.1から2へ感染が強いやつ、これが出てきておる。そういうこともありますので、ぜひとも今まで以上にやはり現場の人は心配をしていかなければいけない。そういったときのフォローといいますか、同じ職員ですから、その辺はうまく連携を取りながらやっていただきたいと思いますし、特に発達支援センター、この子たち、本当になかなか言うことを聞いてくれない子もおります。その辺を見ている保育士さんたち、非常に大変な仕事だと思いますので、その辺の現場の本当に苦労しているところ、その辺もよく理解していただき、判断をしていただきたいと思いますので、これはお願いです。ぜひとも現場を見てやってください。お願いします。

それでは、大きく2番目の国から配分の森林整備資金についてお伺いをいたします。

中項目、本市の森林環境譲与税の使い方と考え方についてお伺いをいたします。

平成31年、2019年ですが、3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、これにより森林環境税は、令和6年度から各市町村が窓口となり、国税として納付者1人当たり

年額1,000円が徴収されます。森林整備が緊急の課題であることを踏まえ、森林環境譲与税は、2019年、令和元年度から前倒しで譲与されております。また、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されたところでございますが、本市においては、令和元年度交付額が2,419万7,000円、令和2年度交付額は5,142万円となっております。新聞報道によると、令和元年、令和2年度、両年度の合計配分500億円のうち、全額基金に積み立てた市町村は、全国で令和元年度が660自治体、令和2年度が341自治体で、配分された資金の54%に当たる271億円が使われずに基金に積立てられております。これは適切な用途が見いだせないことが理由でそういうふうな積立になっておりますが、本市における事業内容と現状がどういうふうになっておるのか、まずは伺いをいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 令和元年度から始まりました森林経営管理制度、この事業実施の財源として森林環境譲与税が交付をされております。その使途といたしまして、森林整備、人材育成、担い手確保、木材利用促進、普及啓発、これらに充てることとされております。本市では、県の森林管理制度取組方針に基づき、事業を実施しているところでございます。具体的に申しますと、令和元年度につきましては、民有人工林の所有者を対象に、三良坂町で意向調査を実施しております。令和2年度につきましては、吉舎町、甲奴町での意向調査、そして新たに公共施設周辺の風倒木被害未然防止の森林整備事業を田幸地区で実施しております。今年度、令和3年度につきましては、君田町、甲奴町での意向調査、意向調査に基づく森林の間伐を三良坂、吉舎町で行っております。また、神杉、甲奴地区での公共施設等周辺森林整備事業、そして3年度から新たに家屋等の危険木伐採への補助事業、これを34件実施しているところでございます。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) この伐採を私も何か所か頼んだことがあるんですが、この中で1つ尋ねてみたいのが、道路沿いに大木ですよね、大きい、道路のほうへ倒れたら、これは大変なことになるかなというような大木、確かに土木のほうにもそういう伐採の制度はありますが、この森林環境譲与税を使つての伐採というのは考えられるんですか、どうなんでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 公共施設や公道などの山地災害や、倒

木被害の未然防止を目的に実施をしております公共施設等周辺森林整備事業、これで対応は可能と考えますが、ただ、現地の状況が単木、一本の木だけというような場合、また公道に影響を及ぼす状態の森林整備、そして一体的な整備をするというのが必要になってまいります。また、地元の自治連合会、また地域の団体からの提案事業というのも採択要件にしておりますので、そういった要件も踏まえながら対応していく必要があろうかというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) それと基金のほう、今はどのぐらい、三次市も基金を積み上げておるんだろうと思うんですが、それは何か目標があって、めざすものがあるって基金を積み上げておられるのか、どういう状況なのか。それと、どのぐらいの基金の積み上げが今なっておるのか、お伺いをいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) まず、基金の状況でございますけど、令和元年度につきましては、譲与税が2,400万余りありまして、実際に意向調査を実施しております。初年度の取組ということで、執行額については400万円余りということで1,900万余りを積み立てしております。2年度につきましては、意向調査でありますとか、先ほども答弁させていただきまして、公共施設の周辺の森林整備等を行いまして、2,400万円余りを執行しております。また、2年度の譲与税が5,140万円余りということで、2年度の積立てが2,700万円余りということで、今現在、元年度と2年度の積立額が4,600万円余りございます。ただ、今年度、令和3年度につきましては、先ほども事業の実施内容のほうを申し上げさせていただきまして、今年度、譲与税額が5,140万円、先ほどの意向調査でありますとか森林整備、また公共施設周辺の森林整備、民家の危険木の伐採、これらの事業で執行見込額が5,130万円と見込んでおりまして、譲与税額5,140万円に対して、ほぼ全額執行する予定となっております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 基金を積み立ててもらっておるけど、この見込みで、次の年度はほとんど残らないというようなことで、本当にこれ、いい資金ですから、財源ですから、ぜひとも有効に使っていただきたいと思います。

それでは、中項目2の市長へお伺いをいたしますが、配分額の増額を求める要望と考え方ということで、自治体への配分額は、木材の消費喚起の観点から森林面積だけではなく、人口を考慮しており、森林資源に乏しい都市部が優遇されている現状がございます。令和2年度の市

町村の配分額は横浜市が最も多く、3億195万3,000円で、最も少ないのは、沖縄県の渡嘉敷村が3万6,000円と聞いております。また、横浜市は令和元年、令和2年度に計4億4,000万円を受け取り、全額基金に積み上げております。この譲与税は、森林整備や人材育成、森林への理解を深めるため、啓発活動、木材利用といった用途が法令で限定されております。私は配分額決定に、自治体の森林面積や林業従事者数といった指標も重点に置くべきだと思っておりますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) まず、森林環境譲与税の配分基準について申し上げさせていただきますと、民有人工林面積が全体の5割、人口が全体の3割、林業就業者数が全体の2割となっています。このうち民有人工林面積には、林野率による補正が行われ、林野率75%以上、85%未満は1.3倍、85%以上は1.5倍に増額し、そして各自治体への譲与税が算出されています。本市においては、補正率1.3倍で算出されています。森林整備や保全、林業の担い手の育成、木材の消費喚起などの観点から、森林面積、林業就業者数のほか、人口による配分方式となっており、大規模な自治体と小規模な自治体との間で、配分額に著しく差が生じる結果となっています。森林面積が多く、整備が必要な自治体においては、森林面積に対して配分の増額という意見も出ており、県内でも森林面積の多い本市においても課題があるというふうに認識しております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 市長も、この配分にはやはり課題があるというふうな認識だろうと思います。2月6日の中国新聞に、三次市の2030年度までの10年間の財政状況を試算した長期財政運営計画のまとめたものが出ておりました、記事として。地方交付税12億3,500万円の減、歳出削減の必要性を強調と出ておりましたが、こういった状況を踏まえて、少しでも財源確保のために、この配分額の増額を国等の関係機関に要望していくべきだと私は思うわけですが、市長の答弁を求めます。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) この森林環境譲与税は、市町村が実施する間伐等の森林整備に必要な財源の安定的な確保及び森林整備の円滑な推進を図ることを趣旨としておりまして、民有人工林面積が多く、森林整備を実施する自治体に必要な譲与税が配分されるべきというふうに考えています。一方で、この譲与税の原資として、令和6年度から森林環境税が1人当たり年間1,000円の個人住民税均等割が課税されまして、大規模自治体からは、納税額に対して配分額が少額になることや、森林面積の少ない都市部の納税者には納税に対する理解が得られにくくなるな

どの課題もあることから、国における譲与基準の見直しの要望については課題意識を持ち、県、他市町の動向を見ながら慎重に判断をしまいたいというふうに考えています。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 私の聞いている範囲では、かなりの地方自治体が増額を求めているというふうな動きも出ておるそうです、聞いております。ぜひとも、せっかくですから譲与税の使い道とすれば、私が思ったのは三次市も小学校の建て替えも出てきます。そうした場合に、学校の建て替えにも木材を使うというところの部分では、この財源として使えるはずなんです、学校の建て替えにも。ということですから、これを計画的に何ぼか基金のほうへ積み上げていって、学校の建て替えなんかにも使えと、私はそう思っておりますので、よく調べてまた検討していただきたいと思います。それと、ぜひ国のほうへの要望活動というのはやっていただきたい。これは市民のためですので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは続いて、大きく3番目の鳥獣保護管理事業計画についてお伺いをいたします。

中項目1の熊の保護から管理への計画等についてお伺いをいたします。

モニターをお願いいたします。広島県、山口県、島根県、3県の西中国地域に生息するツキノワグマは、環境省が絶滅するおそれがある地域個体群と位置づけて狩猟が禁止をされております。今、出ておりますのがツキノワグマの生息範囲で、1999年には、このグリーンの部分です、割と今から言えば狭いんですが、そして黄色のところは2020年度の生息範囲です。三次も半分ぐらいは入ってきておるような状況です。そうした中、この3県は共同で2003年から、ほぼ5年ごとに保護計画をつくって保護に努めてきておるわけですが、来年4月から次期計画を管理計画に変更すると聞いておりますが、どのような内容になっていくのか、まずはお伺いをいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 広島県が作成します第13次鳥獣保護管理事業計画(案)、この計画期間は来年度、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間の計画でございますけど、その中でツキノワグマについては、個体数及び分布域の安定的維持を主な目的とする第1種特定鳥獣保護計画から、分布域の拡大防止と被害防止を主目的とする第2種特定鳥獣管理計画へ改定することが示されております。広島、島根、山口、3県の西中国地域に生息するツキノワグマについては、環境省のレッドデータブックで絶滅のおそれのある地域個体群とされ、平成15年度に3県共同で第1期特定鳥獣保護管理計画を策定して以降、生息数の適正な水準までの増加及び維持を図るため保護の対象としてきました。その結果、生息数が平成17年度調査による推定生息数520頭から令和2年度調査では1,127頭となり、安定持続地域個体群の水準であります成獣個体数が800頭程度以上まで回復をしております。危惧

されていましたが、個体群の危機的な状況は脱した一方で、分布域の拡大により目撃数が増加するなど、集落への出没が増加傾向にあり、人身被害も発生している状況となっていることから、個体群の安定的維持を図りつつ人身被害防止、農林畜産業被害の軽減のため、適正な管理を行う計画に改定されるものです。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 今までは保護だったのが、今度は管理となるというようなことなのでしょうけど、今までも保護で捕ってはいけないということになっていたのですが、結構あちこちで聞くには、箱わなに入ってどうにもならんから殺処分したとかいう話も聞いておりますが、その辺の上限の頭数というのは、今回何か変動があるのでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 今回の第2種特定鳥獣、ツキノワグマの管理計画(案)では、西中国地域、広島、島根、山口、3県における計画期間中の年間除去頭数上限目安値、これが80頭から135頭とすることが示されております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) ですから、今までは80頭までが上限だった、今度は4月1日からは135頭までは捕獲してもいいということだろうと思うんですが、私がいろんな資料を読みましたら、資料に出ておったのが、捕獲数が2020年度がツキノワグマは523頭で過去最多というふうなことが出ておりました。今までは上限80頭で、ここまでしか捕れなかった、殺処分してはいけなかったのが、この2020年、523頭という数字になった。これはどういうふうな状況なんでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 年間除去頭数上限目安値、これがこれまでの計画で言いますと80頭ということで、令和2年度が523頭、この捕獲の頭数でございますけど、近年、集落への出没の増加に伴い、イノシシ等を対象とした箱わなによる錯誤捕獲の増加ということで、平成25年度以降は、年間捕獲除去頭数上限目安を上回る頭数の捕獲が続いている状況でございます。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) ですから、この523頭というのは間違いないということで、錯誤捕獲があるからこういうふうな数字になるということでしょうけど、それでいても、この個体を維持するための800頭は、まだそれでも維持してあると。ただ、相当な頭数がこの西日本地域には、三次市も含めてですよ、おるということになりますよね、そういうことでしょう。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 調査のほうは専門的に行っておられますけど、やはり上限目安値に対して捕獲の状況、また錯誤捕獲の状況といったことからすれば、一定程度の個体数が生存しているというふうに考えられます。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) でしたら、この錯誤捕獲のことでお聞きしますが、錯誤捕獲がこれだけの数があるというのは、今言われたイノシシを捕る箱わなに入るからということなんですが、そういうことを、山口県は箱わなの上に穴を空けて熊が出ていけるようなわなをしています。三次市の場合はどういうふうな状況なんでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 本市においても、ツキノワグマの捕獲状況で言いますと、昨年度は8頭捕獲をしておりますが、これは全て錯誤捕獲ということで、イノシシの箱わなに入って、殺処分をしたというのが実態でございます。ただ、熊が脱出できる穴の空いている捕獲柵も当然所有をしておりますして、県へ捕獲許可の申請をした場合は、こうした穴の空いた箱わなを使用していくということになります。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 県へというお話がありました。三次市とすれば、それを推奨するかどうか、何らかの考え方があるのか。

それともう一点、くくりわながありますよね。くくりわなは、大きさが非常に関係してきます。大きければ熊もかかります。小さければ熊はかかりません。このくくりわなにも錯誤捕獲があるのではないかと思うんですが、その辺のくくりわなの大きさに関しての基準といたしますか、三次市としての考え方、そういうものは何かお考えが有るでしょうか、お伺いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長（新家良和君） 中廣部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 熊の被害防止に向けての考え方でございますけど、やはり人家周辺の環境整備、誘引物、柿の木などの誘因となるものの除去をしていくということ。また、その目撃情報が相次ぐ場合は、やはり防護対策として有害鳥獣の駆除の許可といったところも得て、わなの設置というところも取り組んでいく必要があるかというふうに考えております。また、熊の生態系の学習であるとか、そういった小・中学校や地域を対象とした学習活動、そういったところも取り組んでいきたいというふうに考えております。

くくりわなについては、今、直径が12センチという基準が定められております。これについては、やはり環境省なりが方針を定めて出されると思いますけど、現在、三次市で捕獲したツキノワグマについては箱わなで、くくりわなにかかったということはございません。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） ですから、冒頭言いましたように、三次市独自の箱わなにしても、あの辺はやっぱり考えていったほうがいいんじゃないかと思います。そして、大体今まで三次市は、作木町、布野町、君田町を中心に目撃情報が非常にツキノワグマが多いと。だけど、今は中心部のほうまで入ってきておるといような状況も聞いておりますが、今月3月は、冬眠が覚めた熊が出てきます。そのときに子熊も一緒に出てきます。餌を求めています。おなかですいて、非常に危ない凶暴な状況が考えられますが、そうした場合の学校通学路等の問題も出てきましようし、危険なこともあります。その辺はどういうふうにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 中廣部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 冬眠から目覚めて行動を開始する春先においても、やはり出没、また目撃情報が多くなる時期でもございます。最も活発なのは、冬眠前の秋頃が一番、1年でも多くなる時期であろうかと思っておりますけど、やはりそういった時期を見据えて、市民の安全・安心を第一にクマレンジャーによるパトロールでありますとか、関係機関と連携協力をして被害の未然防止を図っていくこと、また本市でも、目撃情報を頂いたときに地図情報に落とすシステムを今取り組んでおります。いつどこで、どういう目撃があって、どういう被害があった、そういったデータを蓄積して、それを地域学習会であるとかクマレンジャーの活動に生かしていく、そういった取組もしながら事故の防止、また農作物被害の軽減防止、そういったところを取り組んでいきたいというふうに考えております。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 今回3点の質問をさせていただきましたが、いずれも市民の暮らしに関することばかりでございます。どうか前向きに御検討いただいて、いい結論を出してもらって進めていただきたい。そんな思いで、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(新家良和君) この際、しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時50分——

——再開 午後 1時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(新家良和君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) 皆さん、お疲れさまです。会派公明党の中原秀樹です。議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、大項目2点について質問をいたします。1つ目には、これまで同僚議員が幾度となく御質問をされてきた項目ですが、来年の6月の完成に向けて施工をされています、市民の皆様にも願橋の上から少しずつ全貌が見えていますので、気になっておられる方もおられると思います。今回は、その五龍川貯留施設整備工事について何点か、お伺いをいたします。2つ目の質問には、市立三次中央病院の体制についてということで、何点か質問をさせていただきます。私もできるだけ、質問の内容が市民の皆様にも伝わるように努めてまいろうと思いますので、各部局におかれましても、分かりやすい答弁を期待いたします。

それでは、早速質問に入ります。大項目1番目の五龍川貯留施設整備工事ですが、以前より同僚議員が御質問されておられますが、改めて確認をさせていただきます。今回、建設される地域は、平成30年の水害で大きな被害を受けました。床上浸水が82戸、床下浸水が145戸であったように当時説明を聞いております。令和3年の3月議会の同僚議員に対する当時の部長の答弁、平成30年7月豪雨のときのきりり周辺が浸水した原因として、馬洗川の水位が長時間高いままであったということ。その結果、樋門の閉鎖時間がかなり長くなりました。それから、畠敷救急内水排水機場、願万地排水機場の排水能力をかなり上回った雨が降ったこと。それから、大谷川が馬洗川のほうに排水できなくなって、その大谷川に流れてくる水があふれて、下流、願万地方面に流れていったことが原因ということになっているとお答えをされておりました。今回、建設されている貯留施設が出来上がった暁には、まだまだ想定の85センチとまではいかないものの、大幅な水位が下がるものと大変に喜び、期待をしております。しかし、公共の工事は、国民の皆さんのたくさんの税金を投じての建設でございます。本来の目的が達成で

きるものか、ちゃんと造られているものか、とても気になっております。市民の皆さんは知る義務があるとも思っております。私は、もともと現場が大好きなものですから、気になることを質問させていただきます。昨年の3月定例議会で議決をし、正式名称を準用河川五龍川貯留施設整備工事は、3億1,350万円で契約したと説明を聞きました。令和3年4月から施工を開始しており、大方1年が経過をしようとしています。まずは中項目（1）、小項目（ア）の質問をさせていただきます。現在の工事の進捗状況についてお伺いします。

（建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 秋山建設部長。

〔建設部長 秋山和宏君 登壇〕

○建設部長（秋山和宏君） 工事の進捗状況についてですけども、今年6月末の完成に向けて工事を進めており、2月末時点で計画59%に対し、59.1%の進捗状況であります。順調に工事は進んでおります。

（6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 中原議員。

〔6番 中原秀樹君 登壇〕

○6番（中原秀樹君） それでは、関連した質問をさせていただきます。工事期間中、出水期を迎えた時期が当然あったと思いますけども、馬洗川は平成30年ほど、昨年は増水はなかったように記憶をしておりますが、夏の大雨のときに、この現場においてどのような状況であったのか、お伺いをしたいと思います。

（建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 秋山部長。

〔建設部長 秋山和宏君 登壇〕

○建設部長（秋山和宏君） 現場は、ブロック積みが主な工事でございますけども、その中を土工事で土を掘り下げる工事もございます。雨が降ったら、ぬかるみもできるわけですけども、特に大きな支障があったことは聞いておりません。

（6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 中原議員。

〔6番 中原秀樹君 登壇〕

○6番（中原秀樹君） それでは、もう一つ確認をさせていただきますけども、その現場のブロックで囲まれたその範囲で掘削をすると、当然土地が下がってきますので、その中に田んぼの用水であったり宅排だったり、そういうものがたまっただんじゃないかなというような心配をしとるんですけども、そういう話は現場のほうからお聞きしていますでしょうか。

（建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 秋山部長。

〔建設部長 秋山和宏君 登壇〕

○建設部長（秋山和宏君） 雨が降ると当然たまるわけですけども、それが大きな支障となったと

いうことは聞いておりません。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) それでは、次の質問に移りたいと思います。小項目(イ)工事の概要を見ておきますと、五龍川交点から貯留施設へは、流入施設工として1メートル×1メートルのコンクリート製のボックスカルバートが約137メートル敷設工事があったとお聞きしております。地域の皆さんの生活道路に直接影響を及ぼす位置であったように記憶しておりますけども、五龍川からのボックスカルバート施工時には、市民の皆様の通行を妨げることがあったのではないかと考えておりますが、掘削作業に伴い、騒音や道路幅員の確保が難しいことも予想されます。安全管理として、誘導員の配置や近隣住民への事前説明、作業機や作業車の通行配慮などについて、市行政として施工業者にはどのような打合せや指示をされていたのか。また、この施設の周りでは、下水道工事も行われていたように記憶しております。今の流入施設工事が行われることにより、残土運搬や材料運搬など、業者間でのトラブルや、近隣への迷惑行為や苦情などはなかったのか。もし、そのようなことがあったのであれば、どういった対応をされたのかもお聞かせください。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 交通規制で近隣の皆様には御迷惑をおかけしましたけども、御協力を得まして進めてきたところでございます。交通規制の周知については、工事看板などで事前に交通規制の箇所や時間を周知するとともに、交通誘導員を交通規制の状況に応じて配置を行い、安全で適切な誘導を行ってもらうようにしております。また、施工業者において、工事箇所、近隣地域の各戸へ交通規制のお知らせのチラシを配布しています。下水道工事との調整は、業者間で施工箇所等の調整を図りながら進めております。特に苦情やトラブルは伺っておりません。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) 私も何度か現場の周りのほうへ行かせてもらって、白い防護壁の入り口付近には、進捗状況を詳しく書いたものも貼ってありましたし、ホームページにもいろいろと分かりやすく、誰でも見られるようなことがあったので、もっと周知をしていただけたら、周りの人以外の人にもよくよく分かるんじゃないかなと思いますので、その辺もまた御検討いただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。小項目(ウ)五龍川から貯留施設へ入水についてですが、飲み口は川底から1メートルぐらい高い位置に施工をされております。ある程度、水量が上が

らないと入水できない仕組みであるように感じてなりません。自然流入なのか、それとも人工的に何らかの手段を使って操作をし、流入していくのか、お伺いをします。また、それに伴う操作が必要なのか、操作が必要であれば、どなたが操作をするのか、お聞かせください。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 貯留施設への流入方法ですけども、五龍川の護岸の一部を切り下げることで、降雨により五龍川の水位が上昇すると自然に流入が始まる構造としています。そのため人為的操作は不要となっております。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) それでは、関連した御質問をさせていただきます。五龍川は、ふだんの水量はかなり少ない川であるように感じておりますが、私の考えが間違っているかもしれませんので、その辺はちょっとまた後で間違えたら訂正を願います。基本的には、川が増水すると考えたとき、皆さんも一緒に考えてください。合流する小さい川が順に大きい川に触れていって、それで大きい川が増水をしていく、そういうふうに僕は理解をしております。分かりやすく言いますと、願万地の排水能力、排水ポンプ場の雨量が上回ったとき、願万地水位のポンプが飲み込めない、予想以上になったときに、五龍川から次につながる権現川が増水をして、その後五龍川の水位が上がってくるように想定をしております。水は高いところから当然低いところに流れていくと考えますので、仮に願万地排水ポンプ場の機能が間に合わない状況になったとき、排水が追いつかなくなったことを想定した場合に、下流である権現川、五龍川の次の川、権現川から戻り水がだんだん来て、それが五龍川に影響を及ぼし増水してくる。そういうふうに自分は考えますので、そのとき初めて、今の話であれば貯留施設に水が入ってくる、そういうふうに理解をするんですけども、僕にできれば分かりやすく説明していただければと思います。もう一度お願いします。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 願万地排水機場の排水が間に合わないということになれば、その一帯はもう浸水をしている可能性がございます。逆に、支川である五龍川、こちらの川の水の量を一時的に貯留施設へためることにより、権現川へ合流するとき水のを量を控えて、いわゆるその辺の浸水を抑えるという考え方でございます。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番（中原秀樹君） それでは、関連した御質問をさせていただきます。過去に建設部長は、令和3年の9月定例議会の同僚議員の答弁の中で、貯留施設は最後のとりでといたしますか、できるだけ使わないのがいいと思っているというふうに答弁をされておりました。排水ポンプ場が上流にある施設を後から使用する考えには少し疑問が残るといたしますか、今の話であれば、下から浸水をしますというお答えもございましたので、どうして五龍川が気づいたときに入り出したところで、きりりから下の地域が守られるのか、とても僕の頭が固いのか、すっきりしないので、お答えを伺います。

（建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 秋山部長。

〔建設部長 秋山和宏君 登壇〕

○建設部長（秋山和宏君） 五龍川、いわゆる上流部から流れ込む水を一時的にためることで、下流に対する浸水を防ぐというふうな考え方でございます。

（6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 中原議員。

〔6番 中原秀樹君 登壇〕

○6番（中原秀樹君） いろんな考え方、まだできてないものですから、まだまだ仮の話で、私もいろんな答弁を調べながらやってきたわけですが、最初に言いましたけども、大谷川が増水したことにより、あの一帯地域が浸かったという話も、先ほど読ませてもらった中にあったと思うので、一体どこの水を止めたら、あの貯留施設に入れたら、どこが守られるのか、いま僕の中ではちょっと不安が残るので、まだ幸いに建設中の建設貯留地ですから、もっと部長のほうで危機感を持って、もう一度現地を確認していただいて、一緒に皆さんで悩んでいただけたらなと思っております。

では、次の質問に移ります。五龍川が増水していく川であるように感じておりますが、先ほど確認した出水期には、真っ先に田んぼの用水があふれていくように私は感じております。施工業者の方にお話を聞いたところ、やっぱり田んぼの用水、また家の宅地に降り続いた雨がどうしてもあそこ一帯は勾配が少ない地域ですので、低いところに流れて、現場のほうに流れてきたというようなことがございました。当然、後の工事で上水を貯留施設に呼び込む形で追加の工事をしたというふうに確認をしておりますので、ぜひとも最後のとりでと言わずに、真っ先にこのすばらしい貯留施設を使っていけるような形を皆さんで考えていただきたいと思っております。

それでは、次の小項目（エ）の質問に移りたいと思います。貯留施設の排水用ポンプが2基設置してあったように思います。まだ現物を見ておりませんので、図面上ではありますけども、あまり大きくないサイズであったように思います。この貯留施設は、貯留の容量が7,600立米、なかなか自分でも想像がつかなくて、皆さんも想像が難しい範囲ではあると思うんですけども、その水量に対して、入ってくる量に対して、そのポンプで果たしてそれが賄えるのか、それとも何らかの考えがあって小さいポンプを設置してあるのか。また、道路の横断管、中には250

のパイプが入っているように、推進管の中に入っているように見たんですけども、1メートル角のボックスカルバートの水をたまったからといって抜くときに、250で抜くのは何か物足りないような、どうやって排水するのかなということもありますので、お伺いします。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) この貯留施設は、大雨のとき、五龍川が増水した際に、一時的に水を貯留し、放流先の権現川の水位が低下した後に排水するよう設計しています。貯留しながら排水をしないため、排水能力の大きいポンプは設置しません。もし、貯留施設が満杯になった場合は、五龍川の氾濫の可能性もありますけども、排水ポンプ車の稼働などで内水対策を行うこととなります。畠敷・願万地地区における内水対策は、国、県、市が連携し、流域対策を含めて、平成30年7月豪雨と同様の降雨に対して、家屋の床上浸水の防止を図ることを目的に、河道掘削、樹木伐採、排水ポンプの増強、支川の堤防かさ上げ、排水路の改良や土地利用規制の制度化などを進めているところです。また、本市が広島県へ要望していた排水ポンプ車、これについても配備予定とお聞きしております。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) 関連した質問をさせていただきます。先ほどポンプ車等を配備して、それに取り組んでいただくということは聞いたんですけども、当然、その水が流れる下も1メートル角のボックスカルバートにまた流していくということがあります。ですけども、先々ではまた貯留施設を追加するという話も聞いておりますが、今の段階でそれができるまで、それを下に流したときに、どうしても低いところに流れるといたら、また、きりり駐車場に流れていくんじゃないかなと思います。当然、五龍川に戻すというわけにはいきませんから、その水がどうしてもきりり側の地域に対してどういった効力になるのか、大変に心配しております。ハイウオーター、先ほど7,600立米というのはあくまで1メートル下までだと思いますので、それプラス、1メートルあったらもう少し入ると思います。ポンプを据えても道路を横断しないといけないと思いますので、そのときは通行止め等を考えないといけないと思いますが、何かお考えがありますでしょうか。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) この貯留施設のハイウオーターレベルは、1メートルです。五龍川の切り欠きの部分から言いますと、1メートル以上入ることはない。そのため満杯になった場合は、五龍川から権現川のほうへ流れていきなり、氾濫の可能性もあるということになりますので、そういうときには下流側で排水ポンプ車を追加で配備などして対策をしていくことにな

ろうかと思います。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) よく分かりました。

それでは、中項目(2)の貯留施設の維持管理についての御質問をさせていただきたいと思
います。先ほど来から言っていますけど、まだ仮定の話です。まだできておりませんので、貯
留施設がこうだったらという自分の疑問に対して御質問させていただきます。

まず、小項目(ア)の質問ですが、大雨が落ち着いた後も、既設のポンプでは排水作業が当
分の間は続くように考えます。先ほども御説明がありました。満タンの貯留水は、設計では
7,600立米、それでも1メートル上がありますので、およそそれ以上だと思っておりますので、
相当時間がかかるのではないかなと思っております。既設のポンプがフル回転をさせてどれぐ
らい貯留池を空にできる計算で土木のほうでは考えておられるのか、想定をされているのか。
また、排水作業はどこの部署がされていくお考えなのか併せてお伺いします。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 貯留施設の排水ですけども、大雨と河川の水位が落ち着いた後に、放
流先の水路、市民ホールきりりのボックスカルバートですけども、その水位に応じて自動で
ポンプが作動し、満水7,600立米ありますが、約24時間で排水する計画となっております。
また、施設の維持管理は建設部で行います。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) それでは次に、排水作業が終わったと仮定をしまして質問いたします。

小項目(1)、まずは衛生面からお聞きをします。排水作業が終わり、土砂の撤去やヘドロ
の掃除など、排水後は臭いやほこりなどが出るのではないかと心配します。一方で、貯留水が
残ったままであれば駐車場としても使えず、水位が下がらず、たまった状態だと思います。近
隣の子供さんなどへ危険や虫の発生も考えられる。近隣は住宅地であり、衛生面での対応は必
要不可欠であると思はれます。水での掃除も必要だと思うんですけども、どのような対応を
されるお考えか、お伺いします。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 降雨後の維持管理は、現地の状況を確認した上で、できるだけ早く、
堆積した土砂の撤去、清掃を委託により行う計画としております。例えば、高圧洗浄機とか散

水車とかそういったものを使う可能性がございます。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) 最後の高圧洗浄機についてちょっと質問させていただきますけども、そこには水道設備があるのかないのか、ちょっと分からなかったんですけども、その水道設備を使っての高圧洗浄なのか、他から持ってきた水において高圧洗浄されるのか、お話をお伺いします。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 施設の周囲に、一応水栓はつける予定でありますし、そこから遠いところは、タンクでの作動ということになるかと思えます。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) 大項目1番目の中項目(2)最後の質問になります。(ウ)維持管理の作業だけでも、かなりの費用が予想されます。排水作業は、先ほど建設部のほうがされるとありましたけども、土砂の撤去委託でされるというふうにありました。その費用がどれぐらいをお考えであるのか、行政としてどういうふうに取り組んで考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) この貯留施設の流入が頻繁に発生するという事は想定していませんけども、そのような場合にも、適正な維持管理を行ってまいりたいと思います。費用については、今のところは想定できておりません。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) それでは、中項目(3)施設の概要についてお聞きします。

先日の2月25日付の新聞において、県北版で、雨水貯留施設の記事が掲載をされておりました。そこにはコンクリート張りで、ふだんはバスケットボールなど、スポーツの練習もできる広場として活用すると書かれておりました。福岡市長は、当初から公共施設の多目的化という言葉が随所に使われておりましたが、きりり臨時駐車場のほかにどのような用途が盛り込まれているのか。近隣住民はもとより、三次市全体の市民の皆さん、また若い世代に向けて希望が

持てる内容があるのであれば、この場でお聞かせください。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) この貯留施設の本来の目的というのは、内水対策や流域治水の推進を図ることが大きな目的で、災害に強いまちづくりの一環として、この事業を重要な事業として、今推進をしているところであります。一方で、施設の有効活用を考えたときには、市民ホールきりりのイベント開催時の駐車場として、先ほどありましたけれども、利用するほか、平時には、安全のため車は入れないようにしながら多目的に利用できるように考えており、この施設についても、施設の多機能性を持たせていきたいというふうにも考えております。地元からも要望を頂いておりますけれども、まずは3 X 3といったバスケットゴールを設置することによりまして、そういったスポーツも親しめるような空間にしていきたいというふうにも考えております。そのバスケットゴールを設置するときに、かねてからドラゴンフライズの皆さんと三次市で試合をしたり、交流がありますけれども、ドラゴンフライズさんの御協力により、バスケットゴールを設置していただくといったような予定にもなっておりますし、その貯留施設がいろんなシンボルとして皆さんに親しまれるように、これから工夫をしていきたいというふうにも考えています。さらに、この地域の皆さんを始め、市民の皆さんが自分たちの生命、安全を守ってもらっておる施設だというふうには、しっかりと1人でも多くの人認識してもらえるように、貯留施設の愛称というの募集をしながら、市民の皆さんに親しんでいただけるような空間にしていきたいというふうにも考えております。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) バスケットゴールと聞くと、僕の高校時代の青春の漫画を思い出してならないんですけども、この貯留施設が、市民の皆様、先ほど市長が言われたように、皆さんが活用されるのが本当に願いでございます。また、地域の皆様だけでなく、三次市全体で活用されることを、これからまた行政の皆さんにいろいろ頭をひねっていただいて努力していただきたいと申し上げて、大項目1番目の五龍川貯留施設についての質問を終わります。

それでは次に、大項目2番目の中央病院の体制について御質問をいたします。

少し前には、新型のデルタ株という言葉が口にしておりましたが、そのデルタ株も令和3年7月中旬からの感染拡大が、10月頃には全国的に感染状況は落ち着いたと感じております。しかし、喜びもつかの間、11月30日には、さらに感染力を持ったオミクロン株の感染が国内の全国各地で確認をされるとともに、12月下旬からは、市中感染と見られる感染が全国で確認をされております。年末年始に伴う移動の活発化も重なり、広島県もこれまでにない極めて速いスピードで感染者が増加をしていきました。先ほどもありましたけれども、日々何人かの感染者があるというメールも頂いております。令和4年1月9日からは、まん延防止等重点措置が適用

されることになり、やっとな軌道に乗りかけていたあらゆる業種におかれましては、また不安な日々へと後戻りをさせてしまいました。オミクロン株においては、当初から感染力が早いとは言われておりましたが、予想以上の感染力に、出どころが分からない上に、症状の出方が今までとは異なり、とにかくマスクや手洗い、消毒の徹底に気をつけるしかなかった状況でございます。そんな中、市立三次中央病院も令和4年1月7日から収束まで入院患者への面会が全面禁止となりました。病院入り口での水際対策を強化されました。以前より、市立三次中央病院の入り口チェックは、他の病院に比べて厳重であったと私は自負しております。自分も家族の付添いに行く際には、検温、消毒、問診に答えておりました。市外に行くことや複数の会合など極力しないように努めておりましたけども、やむを得ず感染拡大地域に行ったときには、ちゃんと問診に答え、問診票を記載するように心がけておりました。人数の多い中央病院でありましたので、看護師や職員の皆様も対応される方が感染しないように注意されることは、大変に御努力であったと思います。しかし、それから20日後の1月28日、入院患者16名及び職員7名の新型コロナウイルス陽性者が判明したとマスコミ等でも大きく取り上げられました。

それでは、中項目（1）感染対策についての質問に入ります。

全員協議会で、同僚議員から御質問があった内容ですので、再度確認という意味でお聞きをさせていただきます。小項目（ア）中央病院では、今年に入って全国的なオミクロン株の流行から、終日出入口の感染対策は厳重であったと感じておりますけども、1月8日の入院感染拡大に至る検証は病院のほうでどうされているのか、お聞かせください。

（市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 片岡市民病院部事務部長。

〔市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇〕

○市民病院部事務部長（片岡光子君） このたびの院内での感染発生に関しまして、医師、看護師などで構成する感染防止対策室を中心に、感染経路等の分析を行っておりますが、原因として大きく2点上げられると考えております。1つには、無症状の職員が勤務を続けたことによって感染が広がった。また、もう一つには、入院日前3日までのPCR検査で陰性を確認して入院された患者さんの中で入院中に発症してしまった。そのケアに当たった職員が感染し、院内で拡大したという点が上げられると考えております。陽性となった職員の多くは無症状でありました。また、陽性者が発生した病棟は、看護度の高い患者さんが多く、接触時間も長くなることから、やはり感染拡大につながったものと考えております。

（6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 中原議員。

〔6番 中原秀樹君 登壇〕

○6番（中原秀樹君） 今の答弁によりますと、高齢者の方も多かったように伺えます。1月28日以降は、予約以外の一般診療や手術は一時休止されたようですが、医療などで少なくなった病棟看護師や看護助手など、他の病棟からの応援が必要だったと思います。感染者も含め、濃厚接触者も多くおられたのではないかと思いますので、その辺の何か対策を練られたのであ

ればお伺いします。

(市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 片岡事務部長。

[市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇]

○市民病院部事務部長(片岡光子君) このたびの感染拡大で人員不足の状況が確かに発生しております。職員本人が陽性となった場合のほかに、市中感染の影響で家族が濃厚接触者となり出勤ができない者、また体調不良で検査を受け、その間、結果待ちの間、自宅待機ということで出勤ができないという職員が多数発生いたしました。2月の1週目は、出勤できない職員が40名を超える日もございましたけれども、2月10日以降、復帰する職員も増えまして、現在のところは通常どおりの人員配置ができています。この間、やはり看護師不足ということもありますので、入院、手術を新規で取りやめました。そのため、手術室に配置しておりました看護師が病棟勤務に加わるということで、院内のほうでの調整業務の調整のほうを行っていったところでございます。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) それでは、大項目2番目の(2)の質問に入らせていただきます。

基礎疾患を抱える患者への対応についてお伺いをいたします。基礎疾患を抱える人工透析の患者さんにおいては、個人差はあるかもしれませんが、週3回、1日3時間から長い人では5時間の治療をされます。初めてここで聞きになる方もおられると思いますので、少し説明をさせていただきます。ワクチン接種のときに基礎疾患がある方においては、かかりつけの医師に相談をと書かれた文章を読まれたことがあるかと思います。基礎疾患とは、慢性の呼吸器の病気であるとか血圧を含む慢性の心臓病や慢性の腎臓病などの通院や入院をしている患者さんのことをいい、ほかにも10種類以上の病気があります。ここではちょっと控えさせていただきます。今回は、その中でも中央病院に関係あるものとして、慢性の腎臓患者が治療されております人工透析患者に着目して、御質問をさせていただきます。聞き慣れない方もおられると思いますので、申し訳ないですけども御理解をください。人工透析の患者さんにおいては、昨年8月現在、全国で34万4,640人、前年比によりますと1.4%増加をして、緩やかではありますが、年々増加をしている状況であります。平均年齢は69.09歳であるとされ、世界から見ても、2015年の調べでは日本は台湾に続いて世界第2位であるという結果でございます。新型コロナウイルス感染拡大で人工透析患者の感染が急増しており、腎不全の透析患者はもともと免疫力が弱いことから、新型コロナに感染すると重症化しやすく、死亡率は13%と推計もされております。令和4年2月3日までの4週間で、新型コロナに感染した透析患者は全国で638人おられた。特に今回の第6波では、急増されているデータが出ております。

そこで小項目(ア)の質問ですが、人工透析患者の治療においては、治療は日曜を除く6日間、午前午後において治療をされたと思います。患者は免疫力が弱く、感染力が高いとされて

います。中央病院としては、日々の感染対策を患者に対してどのように注意をされていたのか、お伺いをいたします。

(市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 片岡事務部長。

[市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇]

○市民病院部事務部長(片岡光子君) 議員おっしゃられるとおり、人工透析の患者様は感染リスクが高くなっております。透析室への入室の際、検温の実施や行動歴の聞き取りは当然のことですけれども、その際に症状がある、または行動歴で感染が疑われる場合、この場合におきましては、病院のほうで抗原検査、もしくはPCR検査を実施しまして陰性を確認した後に、透析を開始しております。また、院内感染が発生しましてから、外来患者さんと入院患者さん、それぞれ透析の方がいらっしゃいますが、分けて透析を行うようにしております。また、外来患者さんの中で、地域外へ受診に行かれる方もたくさんいらっしゃいますけれども、その場合は透析室への入室時間をずらしまして、個室での透析を実施するなど隔離に努めて、感染拡大にならないように努めております。また、職員のほうですけれども、日々の手指衛生の徹底、またマスク、あとはアイシールドの着用など、通常の感染対策をさらに徹底させて、透析室の勤務のほうに当たっております。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) 関連して御質問をさせていただきます。先ほども言いましたけれども、基礎疾患の患者さんにおいては免疫力が弱く、個々におかれましても、日々の感染対策には気をつけておられたと思います。その中でしかし、今回のような市中感染が発生する中においては、患者さんの職場や家庭で濃厚接触者や感染者と距離を置いての生活をするのは、高齢者の多い中で、サポートが必要な患者さんにおいては避けにくいことであったのではないかと考えます。個々にできる予防としては、うがいに手洗い、マスク着用、消毒、もちろん個々にワクチン接種もされていたと思いますけれども、コロナに感染する可能性はゼロではなかったと思います。今年に入って、発熱や体調不良、新型コロナ感染や疑いのある透析患者への対応はどう考えておられたのか。先ほど別室でされると言われていましたので、ここは割愛して結構です。三次市内では、ほかにも人工透析治療をしている病院もありますので、中央病院以外でほかの話があれば、お聞かせください。

(市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 片岡事務部長。

[市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇]

○市民病院部事務部長(片岡光子君) 広島県内でも、やはり透析患者さんのコロナ感染対策ということは非常に大きな課題として捉えております。コロナ感染された透析患者さんを入院させる医療機関そのものが少ない点もありますので、それぞれの入院受入れのできる病院で、感染

対策には十分に徹底をしているというふうに伺っております。リスクの高い方、透析の方を始め、ほかの基礎疾患の方に対しても、できるだけ感染拡大を防ぐために、ある程度の距離を取り、やはり個室対応で診療のほうに当たっているというふうに、他の医療機関からもお話として伺っております。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) 1月からの感染拡大の中で、自分の身近なところでも相談がございました。その方は、中央病院以外で透析をされておられる方ですけども、職場で直接、感染者に対応したわけではなかったが、濃厚接触者として透析が通常どおりの治療ができないという事例があるとお聞きしました。その方は発熱もなく、せきや味覚症状もありませんでしたが、PCR検査によって陰性と判断されるまで自宅で連絡待ちとの話。重ねて、当時は県の検査場もなかなか満員で、2日、3日の予約が取れないという状況でもあったので、昨日までの同僚議員の質問にもあったように、無期限の自宅待機は不安なものであり、ましてや透析患者におかれましては、ほぼ2日に1回の透析という決まった治療ができない不安は相当なものであったと思っております。

そこで、小項目(ウ)の質問に入ります。中央病院で透析治療されている方はもちろん、それ以外で受けている患者に対して、もしコロナ感染などの自宅療養での対応ができない場合、PCR検査待ちで自宅待機など、先ほども説明がございましたけども、これから全国的に入院は考えておる時代でございますが、三次市内の中で対応ができれば、近隣市町との連携などで、また中央病院の中で入院もしっかり整えていくという考えはないのか、お伺いをさせていただきます。

(市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 片岡事務部長。

[市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇]

○市民病院部事務部長(片岡光子君) 入院の対応でございます。当初は、感染が発生した際に、コロナの透析患者さんのベッドといたしまして、2床確保しております。しかし、議員もおっしゃいますように、透析患者さんの陽性者数が増加しておりますので、私どもでコロナ専用病床として病棟を持っておりますけれども、その中での受入れのほうも、対策としては整えております。あと、県内全域での協力体制ということになりますので、やはり中央病院だけではなく、県のトリアージセンターを中心に、透析患者さんの入院の手当てのほうは、取り組んでいるところでございます。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 牧原福祉保健部長。

[福祉保健部長 牧原英敏君 登壇]

○福祉保健部長(牧原英敏君) 在宅での治療等に取り組まれている方が濃厚接触であったり、そ

ういった自主待機の期間の対応でございますけども、議員言われますように、濃厚接触者の方になりますと、接触日から7日間の自宅待機、また検査の必要な方はPCR検査の陰性確認が出るまでということで、その間、定期受診であったり、そういった診察の予約等が不安になられるという声はお聞きをさせていただいております。この場合は、かかりつけ医のほうで連絡を取りあえずお願いしているところでございます。各医院におかれましては、必要な医療の継続的な提供、これを基本に考えておられ、感染対策を講じた上でそれぞれの対応をされているところでございます。

また、市の考え方でございますけども、本市を含みます北部保健所管内、ここでは県や消防、医師会、行政、こういったところによります備北地域における新型コロナウイルス感染症の医療体制整備会議、これを必要に応じて開催をしております。ここを中心に連携体制を構築しており、これまでも御説明いたしましたけども、病院と診療所の連携であったり、介護と病院との関係であったり、お互いがバックアップ体制を取りながら、そういった体制を講じております。今回の中央病院の感染事例におきましても、他の病院の協力とかそういったものも受けながら対応をしてきたところでございます。今後におきましても、県との連携を図りながら、在宅での治療をされている方の対応をしっかりとやっていきたいと考えております。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) 先ほど言わせていただきましたけども、弱者の方々の本当に皆さんで助け合う姿勢が大事だと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、大項目2番目、中項目(3)、最後の質問です。レストランの再開についての質問に入ります。

かつてのレストランは、患者と地域の人との交流の場所であったように感じております。私も祖母と通院の帰りには、エビの天ぷらうどんとラーメンを2人で食べるのが心地よかった思い出でございます。現在は、コロナ禍のために再開ができないとの現状でしようけども、これから新型コロナウイルス感染が落ち着き、再開の見通しは考えておられないのか。レストランを再開できない理由があればお伺ひしたい。もしくはレストランが運営する事業者がおられないとか、それとも賃借料などの問題があるとか、今後の再開の考えについてお伺ひをします。

1つ不安要素として、最近貼り紙で改良工事がされているとかありましたので、前向きな内容であれば大変にうれしかと思ひております。お伺ひします。

(市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 片岡事務部長。

[市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇]

○市民病院部事務部長(片岡光子君) 令和3年10月末にレストランを運営されておりました業者さんが、面会制限などによる利用客の減少で撤退のほうをされました。現在、新型コロナウイルスの感染の拡大収束が見通せない状況でございます。別業者が同じ業態で営業されるのは難し

いのではないかと考えております。今、改修工事のほうを行っております。こちらは厨房ですとかカウンターも老朽化しております。こちらを撤去しまして、レストラン以外での別の用途でも活用できるような工事を行っているところでございます。現在、一時的にはでございますけれども、来院の方、あと職員の休憩所として開放しております。1日、大体30名程度の方に御利用いただいております。一時的な利用ですので、中のほうは特別な装飾などは現在しておりませんが、中の厨房を撤去して少し広げた形で、もうしばらくの間は御利用いただきまして、新しくイートインスペースなどを設けた、来院の方、職員も併せてくつろげるようなスペースと、ほかにもいろんな意見を聞きながら用途のほうは考えていきたいと考えております。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) 少し殺風景な感じがしましたので、音楽などを流すような配慮を考えていただけたらと思います。今回は大項目2点について御質問をいたしました。中央病院を始めとする市内の医療関係者の皆様におかれましては、今後も市民一人一人に寄り添う介護、治療を念願して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(新家良和君) この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は14時5分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 1時53分——

——再開 午後 2時 5分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(新家良和君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) 皆さん、お疲れさまです。一般質問、最後になりましたが、日本共産党の伊藤芳則です。許可を頂きましたので、約1時間、もうしばらくお付き合いを願いたいと思います。

まず最初に、ロシアのプーチン政権は、ウクライナへの侵略を開始しました。侵略はウクライナ全土に及び、首都キエフにも攻撃が行われています。民間人を含む多くの人々が犠牲になっています。ロシアの行動は、主権の尊重、領土の保全、武力行使の禁止を義務づけた国連憲章に違反することは明白です。プーチン大統領は、ロシアが核保有国大国であることを誇示して、攻撃されれば核兵器で応えるとも公言しています。通常兵器の攻撃に対して、核兵器で応えるというものです。核保有国の中でも、先制使用を公言しているのはプーチン大統領だけで

す。被爆国として、核による世界に対する恐喝は許せるものではありません。今重要なことは、世界の国々と市民社会が侵略をやめよう、国連憲章を守れの1点で声を上げること。全世界で広がる抗議運動に連帯して、プーチン政権を包囲することが解決の道ではないでしょうか。このことを述べまして、一般質問へ入らせていただきます。

まず最初に、持続的農業を進めるための補助金制度について御質問をいたします。

まず国は、輸出拡大、みどりの食料システム戦略推進、スマート農業の推進を柱にしています。将来的な農業者の減少を前提として、さらなる農地の集積、集約化をめざしています。今後、136万人の基幹的農業従事者は、10年後には4割減少し76万人に、20年後には7割減少し42万人まで落ち込むと。現状の生産力を維持するため農地を集約し、生産性を高めようとしています。現在37%まで落ち込んだ国内自給率をどう引上げ、45%の目標をどう達成するのか、国会においても一言も触れていません。これが今の国の農業政策です。このような中で、水田活用直接交付金の見直しを出してきております。

さきの12月議会で、コロナ禍で米価下落により、米農家への補償について私は質問しましたが、そのときの答弁は、収入の減少を補填する収入保険制度と水田活用の直接支払交付金の活用をして、経営の安定につなげていきたいというふうを考えておりますとの答弁でした。ところが、国はこの水田活用直接支払交付金の見直しを行おうとしています。主な内容は、水路やあぜがあっても、今年から5年間水張りをしない、水稻作付を行わない農地は対象外にする。また、多年生牧草は10アール当たり3万5,000円から、播種しない年は1万円に減額する。飼料用米の複数年加算1万2,000円加算の廃止の見直しなどを行うというものです。5年に一度水田化にすれば、今まで苦勞してきた転作のための圃場は壊れてしまいます。作物が作りづらくなってしまいます。これでは遊休荒廢地が増えることになるのではないのでしょうか。これらの見直しの方針を出してくるのは、農家の努力や苦勞を知らない机上の空論だけで考えている人たちのすることで、農家や農業のことを真剣に考えてくれない人のやることだと言わざるを得ません。これまで農家の皆さんは、減反政策に協力して何とか農業を守ってこられました。しかし、もう続けられなくなってしまいます。また、大型農家や法人農家にとっても、大きな影響を受けることになるのではないのでしょうか。この水田活用直接支払交付金の見直しについて、市としての対応、またお考えについて、まずお聞きします。よろしくお願ひします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求め)

○議長(新家良和君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しにつきましては、今後5年間、令和4年度から令和8年度に一度も米の作付が行われない農地は、令和9年度以降、交付対象水田としない方針が昨年11月末、国から示されたところでございます。これまでも平成29年度から、畦畔や用水路のない農地など水張りができない農地については、交付金の対象外となっております。また、国の戦略作物である多年生牧草は、令和4年度から当年産において播種から収穫まで行うものはこれまでどおりの10アール

ル当たり 3 万 5,000 円が助成をされますけど、播種を行わず、収穫だけを行うものについては 10 アール当たり 1 万円に単価が見直しをされます。

本市の水田において、転作による野菜等の生産に対する産地交付金、いわゆる転作奨励金でございますけど、昨年度の実績は、アスパラガス、トマト、ネギ、ホウレンソウ、タマネギや多品目野菜など 872 件、面積にしますと約 97 ヘクタール、交付金額で言いますと約 1,600 万円を交付しております。このように、多くの生産者の方が取組をされている状況でございます。今後、国において、この制度見直しについての現場の課題を検証し、詳細な検討が行われるということになっておりますが、本市といたしましては、5 年間米の作付を行わなくても、転作により野菜等を生産している水田については引き続き交付対象となるよう、J A 等関係機関と連携、協議するとともに、県内市町の動向も踏まえ、国に働きかけをしていきたいというふうに考えております。

(1 番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[1 番 伊藤芳則君 登壇]

○1 番(伊藤芳則君) 国はとにかく最初はいいことを言っとっても、だんだん切り下げていってしまうというのが今の農業政策です。ぜひとも、市からも国に対してしっかり物申していただいて、また独自にできるものを取り組んでいただきたいということで、農業経営を持続するためにということで、もう一つ伺います。

12 月議会でも質問した、さっきの米価下落に対する市独自の支援についてのお考えはないかということで、さっきも言った水田活用直接支払交付金は転作の補償であり、見直しということになれば減収になってもきます。米価下落に対する補助がなければ、今の農家、兼業農家や小規模農家はやっていけません。米農家は廃業することになるしかないんです。この制度は、国が取り組まないなら、米価下落に苦しむ農家への三次市独自の支援がどうしても必要であろうと思います。宮城県では 33 の自治体で、山形県では 18 の自治体、埼玉県でも 13 の自治体、隣の岡山県でも 10 の市町村で取り組まれています。倉敷市では 10 アール当たり 1 万円、備前市では米 1 俵 60 キロで 1,500 円から 2,000 円などの補助が取り組まれています。このような三次市での取組を期待するものですが、そのようなお考えはないでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 米価下落に対する市独自の補助につきましては、昨年 12 月定例会でお答えをさせていただきましたとおり、現在行う考えはございません。しかしながら、今の国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを財源として活用し、令和 4 年度 3 月補正予算に計上の水田生産継続支援事業により、令和 4 年産の農産物の生産に対する支援を考えております。新型コロナウイルス感染症の影響などにより、農産物等の需要の減少、さらに原油価格の高騰、米、野菜等の生産資材や肥料の高騰など

により、大変厳しい状況にあります。水田を活用し、次期作の生産継続に向けて取り組まれる生産費の一部に対し支援を考えております。補助の対象といたしましては、市内の水田において米、飼料用米、麦、大豆、飼料用作物などを10アール以上作付、水稻など以外の野菜、果樹、花卉については3アール以上、これらを令和4年度に生産、出荷、販売する市内農業者の方を対象に、水田台帳の合計面積に応じて定額を助成していくよう考えております。また、計画していますこの事業については、米価の下落に対する支援というのではなく、新型コロナウイルス感染症などの影響を受けた農業者の農業経営継続を目的として、臨時的な措置というふうに考えております。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) 新型コロナウイルスの影響ということで、そういう取組がされることは非常に喜ばしいことだと思います。今回限りにならないように、ぜひとも続けていただければ助かるなというのが農業者の考えではないでしょうか。

続けて質問をするんですが、農業経営収入保険というものがございまして、農業経営の収入減少を補填する収入保険制度です。農業収入が農家ごとに定められる基準収入の9割を下回った場合、下回った額の9割を上限に補填するものです。これは災害による収入減や価格下落にも対応するものですが、加入経営体数は全国的に増えてきたと、先日の日本農業新聞には載っていましたが、全国的に7万5,000経営体で青色申告をしている経営体の、まだ21.3%しかありません。加入していた方は、今回の米価下落と水害の減少分でこの補償をもらったと、ちょっとほっとしたと言われておりましたが、なんせ保険料の負担が大きく、何とかしてほしいとも言われておられます。また、この収入保険制度は、青色申告を行わないと加入できないとなっています。青色申告をしていない小規模な個人農家にとっては、加入もできません。農水省は、今年度10万経営体の加入目標を掲げています。この保険制度に対しての加入を進めるには、保険料軽減のための補助が必要になってくるのではないかと考えます。このようなお考えはないか、またちょっと関連して三次市の加入数はどのようになっているのか、お願いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) まず、収入保険の加入の状況でございますけど、令和3年度につきましては、これは農業共済からの聞き取りでございますが、令和3年度は116件ということで、前年比で言いますと約倍に増えている状況でございます。そして、この収入保険でございますけど、先ほど議員が言われましたように、この制度は平成31年1月から開始された制度で、青色申告を行っている農業者が対象で、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下、病気や事故などで収穫ができないなど、収入減少全般が補償の対象で、

任意加入となっております。農作物や果樹の保険は、水稻や果樹共済などもあり、農業経営の規模、内容、補償内容に応じて農業者がそれぞれ任意加入をされています。そうした状況から、農業経営の中で個々に対応されるものであり、収入保険の一部助成は考えておりません。ただ、この収入保険制度の周知については本市もしていくよう、昨年の12月議会のほうでも答弁をさせていただいております。今年3月には、各農家へ配布予定の営農計画書、この発送時に収入保険の制度のパンフレット等も同封をして周知を図っていきたいというふうに考えております。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) 116件で倍になったということですけども、これ、青色申告をしていないと駄目なので、1ヘクタール前後の農家の皆さんというのはほとんど青色申告をしておられないであろうと思いますので、大型農家とかいうところに対しての補助とかそういう制度はありながら、普通に農業を続けておられる方が、今米価が下がったということで本当に収入が減ってきておるといのが実態じゃないでしょうか。そこにしっかりと目を向けていただきたいと思います。この加入の問題も進んでいるとは思いません。青色申告をしていない方への支援も必要です。持続可能な農業を実践している小規模農家にこそ、直接的な補助を行うことが家族農業100年という国連が出したものに対しても、三次の農業を守る施策になっていくのではないのでしょうか。ということをお申しまして、ぜひとも検討していただきたいと、考えていただきたいということをお申し、次の質問へ移りたいと思います。

次の質問は、高齢者の聞こえの支援についてということで、内閣府の高齢社会白書によれば、2025年には高齢化率30%になり、さらに2065年頃には38%となり、高齢化が進んでいくことになるとしています。高齢者が増えると、当然のことながら難聴者が増えることとなります。70年、80年培ってきた聴覚は衰えてきます。聴覚の問題は、言葉を聞いて頭の中でその言葉を理解して、うれしい、楽しい、悲しいという反応を起こし、自分の言葉で相手に返すこととなりますが、難聴が進んでいけばコミュニケーションが衰え、対処しなければ社会的に孤立しがちです。話が聞こえないので、笑ってごまかすことになり、これが「ほほ笑みの障害」と呼ばれているものです。これが認知症や鬱病を進行させていくことが問題になってきているとしています。会話できないので社会活動が減少し社会的に孤立する、脳が萎縮し意欲が低下する、生産性が低下する、要介護度が高くなる、あるいは死亡率も高くなってくる。これによって医療費の支出も増えることとなります。難聴だから認知機能が衰えるのではなく、難聴によってコミュニケーションがどんどん減ってしまう。それをそのままにしておくから衰えるんだということが言われています。認知機能の低下を予防するため、補聴器が鬱病や認知障害を抑制されるとの報告もたくさん出てきています。補聴器着用者の認知機能は保たれていた、難聴者の社会的孤立が認知機能低下と関連していたという結果も出ています。同時に、単純に補聴器をつけているだけでは認知症機能の低下は抑えられない、補聴器をつけて、なおかつ聴覚トレーニング・認知トレーニングをすることが重要だという論文も発表され、注目されています。

これらのことから、聴覚障害への補聴器購入に対し支援が必要ではないかということで、東京都内の8つの自治体で、補聴器購入の支援事業支援額は2万円から3万5,000円とまだ少ないのですが、始まっております。愛知県設楽町では、要介護認定の調査対象者の281人の聴力項目を集計したら、半数以上の人が軽度・中度の難聴者であることが分かりました。補聴器を購入している人は数人で、圧倒的な高齢者の方が補聴器なしで不自由な生活を送っているという深刻な実態がうかがえました。加齢性難聴者への補聴器購入費と修理調整の費用を補助する制度が始まりました。65歳以上、1人1回に限り3分の2以内、5万円を限度として助成する。また修理・調整に要した費用に2分の1以内で1万円を限度として助成、片耳1個分としています。兵庫県では、来年度予算に高齢者の補聴器活用状況の調査の実施として、高齢者補聴器購入補助金制度への導入事業を盛り込みました。国への制度提言の一助にするためと、補聴器装用のニーズや社会活動の状況などを把握するためとして、65歳以上、聴覚障害者による身体障害者手帳の交付を受けていない、また耳鼻科の診療を受け、補聴器が必要との意見を受けた方、事後アンケートモニタリングに協力する、この要件を満たした人から抽せんで、まず400人程度、上限2万円で購入費を補助するものです。これはモデル事業であります。兵庫県として始まっております。三次市として、国への制度提言をするためにも、また医療費を抑えるためにも、まず高齢者の難聴の実態をつかむ必要があるのではないのでしょうか。もしつかんでおられるなら、さらに補聴器購入、修理の助成への考えはないのか、お聞きします。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 牧原福祉保健部長。

[福祉保健部長 牧原英敏君 登壇]

○福祉保健部長(牧原英敏君) 高齢者の聴力障害への補聴器の補助ということでございますけども、高齢者の聴力の低下は、議員言われるように、コミュニケーションの障害、孤立化など、課題があることは認識をしております。また、国の研究機関においても、このような認知症・介護予防との関連の研究をされているという情報も頂いているところでございます。しかし、現時点においては、補聴器の購入の補助については予定はしておりません。聴覚障害と認定された方につきましては、給付の対象となる障害者支援給付の対象としておりますけども、やはり公費負担での実施については一定の基準、またその効果等を見極めた上での検討が必要であろうというふうに考えております。また、補聴器につきましては、購入しやすい価格帯のものもございます。御本人、また御家族のほうで補聴器の装着については御検討いただきたい、御対応いただきたいというふうに考えております。

課題でありますコミュニケーションへの支障、孤立感、孤独感、こういったものに対しましては、最初に申しましたように、課題があることは十分認識をしておりますけども、御家族を含め、周りの方に御配慮いただき、温かみのある対応で孤立されないような支援をお願いしたいというふうに考えております。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） なかなかそれで制度の補助というのは難しいとは思いますが、医療費を下げる役目も働くことをしっかりと考えていただいて、国がやるのをずっと待っているんじゃないかと、三次市としてやったよということになって、国に対して物が言えるということにぜひ取り組んでいただきたい。幾つかの自治体で今取組が始まっています。そういう実態をまずつかんでいただきたいと思いますが、そういう考えはあるでしょうか。

（福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 牧原部長。

〔福祉保健部長 牧原英敏君 登壇〕

○福祉保健部長（牧原英敏君） 実態につきましては、申し訳ございません、ただいま資料のほうは持ち合わせておりませんが、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、この策定の際に、アンケート調査をしたものがございます。その中には、やはり難聴の課題もあることは承知しております。また、改めまして、そういった課題については整理をしていきたいと考えております。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 伊藤議員。

〔1番 伊藤芳則君 登壇〕

○1番（伊藤芳則君） 一定つかんでおられるならば、ぜひともそれを検討していただいて、障害者手帳がなくてもそういうのができる制度というのを、できるだけ可能な限りつくっていただきたい。そうすれば認知症も減ってくるし、医療費も下げることができるということを申して、次の質問へ移りたいと思います。

原発事故の避難の受入れ計画について御質問をいたします。

まず島根原発1号機は、沸騰水型炉で出力46万キロワット、1974年3月の運転開始です。2015年4月に廃炉となりました。2号機も沸騰水炉型で出力約82万キロワット、1989年2月に運転を開始しました。プルトニウムを使ったプルサーマル発電開始を予定していましたが、福島原発事故後の2012年1月に停止をしたままです。3号機は改良型沸騰水型炉で出力137万3,000キロワット、2012年3月に運転開始を予定していましたが、いまだ稼働していません。現在は、島根原発は稼働していないということです。中国電力と島根県は、稼働を開始しようとしています。昨日のニュースでは、雲南省の市長も賛成しておるようです。島根県は、事故を想定した広域避難計画を2016年に公表しています。島根原発から30キロ圏内の松江市、出雲市、安来市、雲南省の4市で39万人の避難先を島根県内と広島県、岡山県に想定しています。このうち県の受入れは17万人となっています。そのうち雲南省加茂町から5,820人の方を三次市が受け入れるということになっているようです。原発事故はあってはならないことです。しかし、東京電力福島第一原発事故が起こったことで、今後も起こり得るということで広域避難計画が策定されたわけではないでしょうか。不幸にして島根原発に事故が起きた場合、雲南省加茂町から避難される5,820人の方々の受入れ、安心して避難生活を送ってもらい、生活再編

の手助けをすることが必要になってきます。

三次市の原子力災害時における島根県雲南市からの広域避難者受入れマニュアルができています。避難者は、避難経由所、県立みよし公園、みよし運動公園、三次市営球場の3か所から避難所へ行くことになっているようですが、避難所はどこになるのか。また、最低1人当たり4平米を割り当てるとしてありますが、原発事故が起きたときの避難計画、この受入れ体制はどのようになっているのか。また、避難訓練等はどのようになっているのか、お聞きします。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 川村危機管理監。

[危機管理監 川村道典君 登壇]

○危機管理監(川村道典君) 島根原発の原子力災害時における避難の受入れにつきましては、議員おっしゃいましたとおり、広島県と島根県の間で締結されている原子力災害時における広域避難に関する協定に基づきまして、本市では原子力災害時における島根県雲南市からの広域避難者受入れマニュアルを策定しておりまして、原子力災害が発生し、島根県雲南市からの広域避難が実施される場合にはこのマニュアルに沿って対応することとしております。

避難所の設置でございますけれども、避難所につきましては基本的には市内の指定避難所、あと基幹避難所及び補助避難所でございますが、こちらのほうを受入先として考えております。また、その避難所の受入れの体制でございますけれども、1人当たり4平米ということで計算をいたしますと、単純計算ではございますが、これは新型コロナウイルス感染防止対策を行った上での受入れ人数としては1万人というふうに想定しておりますので、約6,000人の避難者に対して、数字上は1万人ということで、受入れは可能というふうに考えております。

避難訓練につきましては、これまで島根県と広島県において、広島県内の市町を対象として実施されてきております。これまでは広島県内で実施されたのが神石高原町と、それから広島市というふうに承知しております。三次市に対して、もしもこういった広域避難訓練の実施の要請がございましたらば、前向きに検討していきたいというふうに考えております。なお、本年2月2日には、島根県、広島県及び関係の自治体等において通信訓練が実施され、本市も参加して連絡体制の確認などを行ったところでございます。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) 一応、私が理解しておるところまでは分かるんですが、通常災害のときの三次市の人々が避難するところということになってくると、その受入れ体制、地元の人たちとの関係、そういうもんもいっぱい出てくるんじゃないかと思えます。さらに、原発事故の場合は、自然災害以上に長期の避難になるわけだと思えます。良好な生活環境を確保しなきゃならない、健康状態、トイレや、またごみ処理など様々なものについて対応する必要が出てくると思えます。そうなった場合、今度は仮設住宅や住宅のあっせんなども必要になってくると思えます。もし、仮設住宅を造るということになれば、どこへどのように造るか、お考えがあるな

らばお聞かせください。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 川村危機管理監。

[危機管理監 川村道典君 登壇]

○危機管理監(川村道典君) 避難につきましては、福島原発の例を見ましても、長期化するということは当然考えられると思います。これにつきまして、島根県が策定しました原子力災害に備えた島根県広域避難計画において、避難先である三次市は避難開始から1週間から10日までの初期対応として、避難所の開設運営を行うこととされております。その後は、島根県、避難元の雲南市及び国が中心となって行うこととされております。このため避難が長期にわたった場合の仮設住宅等の対応についても、基本的には島根県や雲南市、国が中心となって行うものと理解をしておりますけれども、本市といたしましても、国や島根県等からの要請があれば、相互扶助の観点から公営住宅のあっせんなど、可能な協力について検討するべきというふうに考えております。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) 1週間から10日はまずいいんですが、そこから先は国ということになれば、本当に対応できるんかというのを非常に危惧するところです。

じゃあ、島根県から広島県への避難のルートについてですが、松江自動車道、国道54号線、国道183号線、国道375号線、国道432号線、それから高野から県道39号線を通れば全部三次市につながっています。三次から広島方面へ、また東広島、尾道、福山方面への主たる避難道路になってくるのではないのでしょうか。三次市内は大渋滞が起きてもおかしくありませんが、対策と避難所への誘導体制はどのようになるのかはお考えでしょうか、お聞きします。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 川村危機管理監。

[危機管理監 川村道典君 登壇]

○危機管理監(川村道典君) 避難される方は、原発事故の状況によりまして避難の対応は変わってくると思いますが、本市への避難元としましては、島根県雲南市加茂町ということですが、雲南市加茂町からはUPZと申しまして、すぐに避難を開始しなければならない地域というよりも、ある程度の放射能の汚染が確認された後に、1週間以内程度に避難をするというような地域というふうに計画はなっております。その間に避難されるわけですが、ただ、これは一遍に避難するというわけではなくて、それぞれの自家用車で避難される場合もございますし、自家用車が使えないという場合にはバス等を雲南市のほうでチャーターされて、避難をされるということになります。もしも、三次市内が渋滞をするということになりますと、これは広島県にも応援を要請して、警察等の協力を得て交通整理を行うということになるというふうに考えております。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) えらい悠長な避難の仕方だなというふうに思うんですが、2011年3月11日に起きた東日本大震災の津波による福島原発事故、同様の苛酷な事故が起きれば、いいですか、雲南市加茂町からの人はいつ帰れるか分からないという状況。島根原発から三次市まで100キロありません。南部が100キロ超えるぐらいですけども。福島第一原発から127キロの茨城県水戸市で、2011年3月15日の時点でセシウム134と137が、これが400ベクレル以上を示していました。11日ですから4日しかたっていない。栃木県宇都宮市では、140キロ離れていても200ベクレル以上です。子供の健康被害が現れるのは、50ベクレルと言われていています。今のような、雲南市の方が1週間とかいう余裕なんてないし、もし事故が起きれば早く遠くに逃げたいという心理が働くであろうというふうに私は思います。そうすると、出雲のまちから来た人が、松江のまちから来た人が、松江道から54号線とかへ入って雲南市を通過してこっちへ来るわけです。そこからずっと渋滞が起こってきて、三次でまたどこかへ行くということになれば、大変なことになってくるんじゃないかと私は本当に思っておるんですが、順番に雲南市の人は1週間先に逃げてくださいますか、そんな悠長なことを言っておられる状況じゃないというふうに思うんです。

それから、さらに三次市はさっきも言った、100キロしか離れておりませんので、三次市も決して安全ではないというふうに思います。気象条件によっては、山間部や農地にも高濃度の汚染地帯ができます。雨に溶け、河川を通過して、海まで運ばれれば、海も汚染してしまいます。島根原発で事故が起きれば、中国山地は間違いなく放射線によって汚染されることになるのではないのでしょうか。三次市も避難が必要になります。どこへ避難すればよいのでしょうか。そういうことまで考えておられるなら、答弁をお願いします。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 川村危機管理監。

[危機管理監 川村道典君 登壇]

○危機管理監(川村道典君) 先ほど雲南市加茂町につきましては、1週間程度以内というふうに申し上げましたけれども、これはあくまでも空間放射線量率という値がありますけれども、シーベルトという値ですが、500マイクロシーベルト以上になりますと、緊急に避難をするということになります。それが20マイクロシーベルト以上、500マイクロシーベルト未満といった数値になりますと、先ほど申しました1週間程度以内に、その場に居続けることにはリスクがあるので、退避をするというふうに計画上なっているところであります。

三次市も決して安全ではないというところは、確かに原子力災害対策指針というのを国が出しておりますけれども、これでも三次市は確かに雲南市加茂町のようなUPZと言われる地域よりも、議員おっしゃられたように、60キロから80キロというふうに離れた地域であって、計画上はリスクが非常に小さいと。まずは、その原子力災害が起こるリスクが福島原発の事故を

教訓に法制度もかなり厳しくなって、審査基準も厳しくなっておりますから、事故が起こるリスクも少なくなっているプラス、三次市については離れているというリスクの低減があるという状況ではありますが、確かに三次市が放射能に汚染されないという、その可能性はゼロであるというふうには言えないと思います。その場合は、やはり市としては市民の安全、健康を守るために、市民が無用の被曝をしないように早めに情報を出し、必要であれば屋内への退避、本当にこれはなかなか想定しづらいことではありますが、この三次市を離れて緊急に避難をするというような状況が、もし万一あったとすれば、これは国からの指示を受けて避難をするというふうに考えております。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) もし、万が一ということになれば、国からですけども、その時点でもう被曝するわけです。子供さんにはもっと影響が出るわけですよね。これがやっぱり東京電力福島第一原発事故の最大の教訓じゃないでしょうか。確かに今は厳しくなって、まだ島根原発が稼働するところについてないということで、今は周辺自治体の承認を得ようとしておるところですが、今の状況でいくと、どうも稼働しそうな気がします。それで何か起こればということになれば、どうしようもないわけです。今、稼働してなくても電力は不足しておるという状況には、一定、日本国内で融通は利かせておると思うんですけども、中国電力の原発を動かさんでも足りておると。年々電力需要も減ってきておるという状況はあるわけですから、原発がなければ、こういう避難計画も立てなくてもいいし、避難訓練もしなくてもいいし、みんなが安心して暮らせるということになるんじゃないんでしょうか。この運転中止、廃炉を要請する考えはないでしょうか。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 川村危機管理監。

[危機管理監 川村道典君 登壇]

○危機管理監(川村道典君) 原子力発電所の再稼働につきましては、国が原子力政策の基本的な方針に沿って、原子力発電所立地自治体などの意見を聞いた上で判断されるものと承知しております。本市といたしましては、協定及び計画に従って、避難者と市民の安全を最優先に対応してまいりたいというふうに考えております。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[1番 伊藤芳則君 登壇]

○1番(伊藤芳則君) 避難の受入れも十分できているとは思いません。受入れできないなら原発を止め、みんなが安心して暮らせることを私は望みたいと思います。このたび本議会へ島根原子力発電所2号機の再稼働をしないことを決議し、島根県及び中国電力に決議したことを通知することについての陳情書が提出されています。議員の皆さんには御賛同いただくようお願い

をいたしたいと思ひます。さらに、最初にも述べた、ロシアのプーチンも核兵器を使うとかそういうことも述べております。そういうことをさせない、大きな侵略戦争をやめようという声を届けていきたいというふうに思ひます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（新家良和君） 以上で一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議（案）

○議長（新家良和君） 日程第2、発議第1号ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求めらる）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

〔20番 竹原孝剛君 登壇〕

○20番（竹原孝剛君） ただいま御上程となりました発議第1号ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議（案）の提出について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、小田伸次議員、宍戸 稔議員、杉原利明議員、伊藤芳則議員、黒木靖治議員、掛田勝彦議員と私、竹原孝剛でございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議（案）

ウクライナをめぐる情勢について、昨年以來、国境付近におけるロシア軍増強が続く中で、我が国を含む国際社会が緊張の緩和と打開に向けて懸命な外交努力を重ねてきた。しかし、2月21日、プーチン・ロシア大統領は、ウクライナの一部である自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の独立を一方向的に承認する大統領令に署名し、去る24日、ロシアはウクライナへの武力攻撃、侵略を開始した。

今回の行動は、明らかにウクライナの主権、領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章に反するものである。この事態は、法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦であり、その根幹を揺るがしかねない暴挙である。核兵器の使用も示唆しているこのようなロシアの力による侵略行為は断じて認められず、抗議するものである。ロシアは、国際社会の強い自製の求めにかかわらず侵略行為を継続しており、首都キエフまで侵攻し、市民の被害が拡大している。

三次市議会は、日本国憲法が掲げる平和主義の下、ウクライナの主権、一体性、独立を尊重し、国際社会の恒久平和を世界に訴えつつ、日本政府が経済制裁や人道支援において、国際社会と一致した措置を取ることを支持する。重ねて、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し部隊を撤収することを強く求める。

以上、ここに決議する。

令和4年（2022年）3月2日 三次市議会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議（案）については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

明日から3月17日までの15日間、委員会審査等のため本会議を休会することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、明日から3月17日までの15日間、委員会審査等のため本会議を休会することに決定いたしました。

この際、御通知いたします。各委員長から、配付の委員会審査日割表のとおり、委員会を開催する旨、申出がありましたので、御確認ください。

三次市議会では、明日からの常任委員会の審査状況などをケーブルテレビで生中継いたします。明日3日木曜日は総務常任委員会、明後日4日金曜日は教育民生常任委員会、そして来週7日月曜日は産業建設常任委員会の審査状況等を生中継いたします。放送開始はいずれも10時を予定しています。皆様、どうか御覧いただきますようお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 2時59分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年3月2日

三次市議会議長 新家良和

会議録署名議員 増田誠宏

会議録署名議員 徳岡真紀